

倉吉市障がい者プラン



令和3年3月

倉吉市

目 次

第 1 章 総論	1
I 倉吉市障がい者プラン策定にあたって	1
1 倉吉市障がい者プラン策定の趣旨	1
2 倉吉市障がい者プランの位置づけ	2
3 倉吉市障がい者プランの期間	4
4 倉吉市障がい者プランの推進体制	4
(1) 地域との連携	4
(2) 庁内の推進体制	4
(3) 国・県・圏域との連携	4
(4) 計画の進行管理	4
第 2 章 倉吉市障がい者計画	5
I 倉吉市における障がい者の現状	5
1 身体障がい者の状況	5
2 知的障がい者の状況	7
3 精神障がい者の状況	7
4 発達障がい者の状況	8
5 障がいのある子どもの状況	9
6 難病患者等の状況	10
7 その他の障がい者の状況	12
II 計画の目標と施策の基本的な方向	13
1 目標	13
2 施策の基本的な方向	13
(1) 人権の尊重	13
(2) 障がいのある人の自立と自律	13
(3) 継続性のある支援	13
(4) ユニバーサルデザイン化の推進	13
(5) 連携による施策の総合的推進	13
3 施策の体系図	14
4 分野別施策	15
(1) 啓発・広報	15
① 啓発・広報活動の推進	
② 人権教育の推進	
③ ボランティア活動の推進	
(2) 生活支援	16
① 相談支援体制・情報提供の充実	
② 在宅サービス等の充実	
③ 地域移行の促進	
④ スポーツ、文化・芸術活動の充実	
⑤ 福祉用具の普及促進と利用支援	
⑥ サービス事業者との連携、利用者支援の充実	
(3) 生活環境	18
① 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の推進	
② 交通・歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進	
③ 保育・教育施設のユニバーサルデザイン化の推進	

④ 地域防災体制の充実	
(4) 保育・教育・育成	19
① 一貫した支援体制の整備	
② 療育体制等の整備と特別支援教育・保育の実施	
③ 学校及び保育所等との連携、障がいに対する理解促進	
④ 社会的及び職業的自立の促進	
(5) 雇用・就労	20
① 就労支援の充実	
② 障がい者雇用における企業等への理解促進	
③ 多様な就労機会の充実	
④ 優先調達推進法に伴う物品等の調達	
(6) 保健・医療	21
① 障がいの原因となる疾病等の予防、治療	
② 保健、医療、福祉サービスの連携・充実	
③ 医療費に対する経済的負担の軽減	
(7) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	22
① 情報収集・情報提供の充実	
② 情報バリアフリー化の推進	
(8) 権利擁護の推進	23
① 成年後見制度の利用促進	
② 障がい者虐待防止	
③ 障害者差別解消法に伴う行政サービスなどにおける配慮の推進	

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 25

I 障害福祉サービスの体系	25
1 自立支援給付	25
2 障害児通所支援・障害児相談支援	25
3 地域生活支援事業	25
自立支援システムの体系	27
II 障害福祉サービス等の現状及び分析・評価	28
1 目標数値の達成状況	28
(1) 施設の入所者の地域生活への移行	28
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	28
(3) 地域生活支援拠点等の整備	29
(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進	29
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	29
2 障害福祉サービス	31
(1) 訪問系サービス	31
(2) 日中活動系サービス	32
① 介護サービス	
② 自立訓練	
③ 就労支援	
(3) 居住系サービス	34
(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）	34
(5) 障害児通所支援・障害児相談支援	35
(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	36

3	地域生活支援事業	37
Ⅲ	計画の数値目標及び障害福祉サービスの見込	39
1	令和5年度の計画の数値目標	39
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	39
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	41
(4)	福祉施設から一般就労への移行促進	42
(5)	障がい児支援の提供体制の整備	43
(6)	相談支援体制の充実・強化等	44
(7)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	45
(8)	情報バリアフリー化の推進	45
2	障害福祉サービスの見込量等	46
(1)	訪問系サービス	46
(2)	日中活動系サービス	48
	① 介護サービス ② 自立訓練	
	③ 就労支援	
(3)	居住系サービス	53
(4)	相談支援(計画相談支援・地域相談支援)	55
(5)	障害児通所支援・障害児相談支援	56
(6)	障がい児の子ども子育て支援等の提供体制の整備	58
(7)	発達障がい者等に対する支援	58
3	地域生活支援事業の見込量等	60
(1)	相談支援事業	60
(2)	成年後見制度利用支援事業	60
(3)	意志疎通支援事業	61
(4)	日常生活用具給付等事業	61
(5)	手話奉仕員養成研修事業	62
(6)	移動支援事業	62
(7)	その他の事業	62
	① 訪問入浴サービス事業 ② 日中一時支援事業	
	③ 社会参加促進事業	
4	その他	66
(1)	倉吉市障がい者地域自立支援協議会	66
(2)	中部圏域障がい者地域自立支援協議会	66
用語解説		67
資料編		69
1	倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	70
2	倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	72
3	倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会開催状況	72
(資料)	パブリックコメント結果	73～75
(資料)	関係施設及び事業所(市内)	76～86
(資料)	日常生活用具一覧	87～94

第 1 章 総論

I 倉吉市障がい者プラン策定にあたって

1 倉吉市障がい者プラン策定の趣旨

倉吉市では、平成9年に「障害者基本法」に基づく市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画として、「倉吉市障害者福祉計画」を策定し、各種の福祉施策を推進してきました。以後施策の見直しに伴って平成16年3月「倉吉市障害者福祉計画」を改定し、平成19年3月には「倉吉市障がい者福祉計画」として見直し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活でき、互いに個性と人格を尊重しあい、自分に誇りをもって、住みなれた地域で安心していつまでも生活できる共に生きる社会（ノーマライゼーション社会）の実現を目標に掲げ、施策を推進してきました。

また、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として、本市では平成19年3月に「倉吉市障がい福祉計画（第1期）」（平成18年度～20年度）、平成21年3月に「同計画（第2期）」（平成21年度～23年度）、平成24年3月に「同計画（第3期）」（平成24年度～26年度）、平成27年3月に「同計画（第4期）」（平成27年度～29年度）、平成30年3月に「倉吉市障がい福祉計画（第5期）及び倉吉市障がい児福祉計画（第1期）」（平成30年度～令和2年度）を策定しました。

この間には、倉吉市障がい者地域自立支援協議会、中部圏域障がい者地域自立支援協議会、倉吉市障がい者虐待防止センターを設置するなど、共生社会の実現に向けた基盤整備をすすめてきました。

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准を目的とした（平成26年1月批准）障害者施策の抜本的な改革を行い、これまでに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）や「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者自立支援法」（平成18年4月施行）を改正した「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されました。同月には、「障害者優先調達推進法」も施行されています。さらに同年6月には、障がいのある人への差別的取扱を禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける「障害者差別解消法」が成立しています。

このような、障がい者施策における大きな法制度の改革や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障がい者施策の実施状況を踏まえて、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき、「倉吉市障がい者計画」及び「倉吉市障がい福祉計画」を見直し、平成27年3月に両計画を包含する一体的な計画（倉吉市障がい者プラン）として策定しました。さらに平成30年4月の「児童福祉法」の改正に伴い、「市町村障害児福祉計画」の策定も義務づけられましたので、「倉吉市障がい児福祉計画（第1期）」をあわせて策定しました。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たな生活形態が広がり、障がい者の支援についても、様々な変更を余儀なくされることとなりました。

このような中、「倉吉市障がい福祉計画（第6期）及び倉吉市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、令和3年度から5年度までの障害福祉サービスの見込量などを推計し、その見込量の確保のための方策を定めます。

本市では、「障害者」の表記における「害」という漢字のひらがな表記について、平成19年3月策定の「倉吉市障がい者計画」において、「障害」を「障がい」と表記することとしました。「障害」の「害」の字には、「悪くすること、わざわざ」などの否定的な意味があり、障がいのある人にとって不快感を与えることなどからひらがな表記とし、生活環境や社会環境を整えていくことで、誰もがその人らしく暮らせる社会づくりを目指し、障がいのある人を取り巻く社会の意識をかえていくものです。「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、ひらがな表記とし、法令や法令に基づく制度の名称などの漢字表記や固有名称は、そのまま漢字表記とします。

2 倉吉市障がい者プランの位置づけ

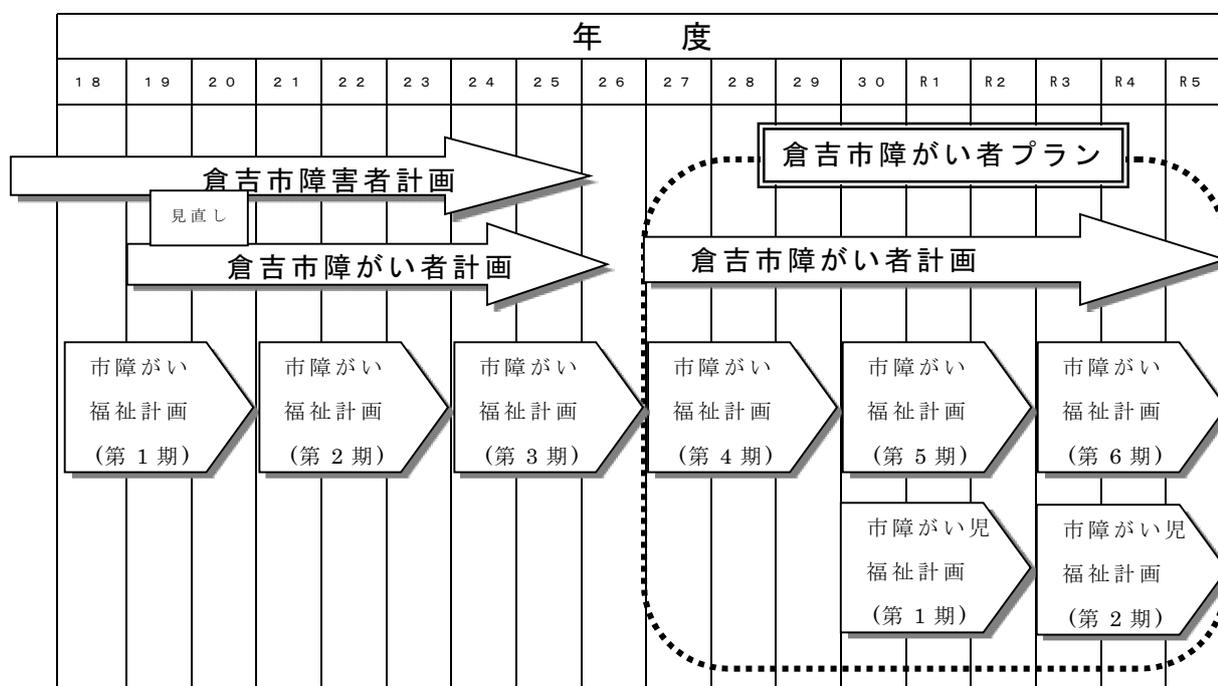
- 「倉吉市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「倉吉市障がい福祉計画(第6期)」は、「障害者総合支援法」第88条に規定による「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後本市がすすめていく障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業提供体制の確保に関する計画です。「倉吉市障がい者計画」に定める生活支援に関する事項について3年ごとの実施計画の位置づけとなります。
- 「倉吉市障がい児福祉計画(第2期)」は、「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、今後本市がすすめていく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画です。本市では、「障がい福祉計画」と一体のものとして作成します。
- これらの計画は、鳥取県の「鳥取県障がい者プラン」(平成27年度～令和5年度)と連携を図りすすめていきます。また、本市の「第12次倉吉市総合計画」(令和3年度～令和12年度)を上位計画とし、倉吉市総合計画における「地域共生社会のまちづくり」の実現に向け、「倉吉市地域福祉推進計画」をはじめとする他の関連計画との整合性を踏まえ、策定するものです。

【根拠法令】

<p>根拠法</p>	<p>【障害者基本法】 第 11 条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>【障害者総合支援法】 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項</p>
<p>内容等</p>	<p>次の分野に関する障がい者施策に係る総合的な計画（国の障害者基本計画より） ①生活支援 ②保健・医療 ③教育、文化芸術活動・スポーツ等 ④雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤生活環境 ⑥情報アクセシビリティ(※1) ⑦安全・安心 ⑧差別解消及び権利擁護の推進 ⑨行政サービス等における配慮</p>
<p>根拠法</p>	<p>【児童福祉法】 第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p>

3 倉吉市障がい者プランの期間

- 「倉吉市障がい者計画」は、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間とします。
- 「倉吉市障がい福祉計画(第 6 期)」は、令和 2 年度に数値目標を定め、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で第 6 期計画として策定します。
- 「倉吉市障がい児福祉計画(第 2 期)」は、令和 2 年度に数値目標を定め、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で第 2 期計画として策定します。



4 倉吉市障がい者プランの推進体制

(1) 地域との連携

市民、障がい者・家族等、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業者、医療機関、企業、民生児童委員、地域団体、市社会福祉協議会等との連携を図ります。

(2) 庁内の推進体制

障がい福祉施策については、福祉、保健、医療、教育、人権、就労など全庁的な取組が必要なことから、関係部課相互の連携を図るとともに庁外関係機関との連携を強化し、総合的な施策の検討に努めます。

(3) 国・県・圏域との連携

国・県との整合性を図りながら適切な施策展開を図ります。また、効果的なサービス調整や基盤整備、就労支援など広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう県中部圏域での連携を図ります。

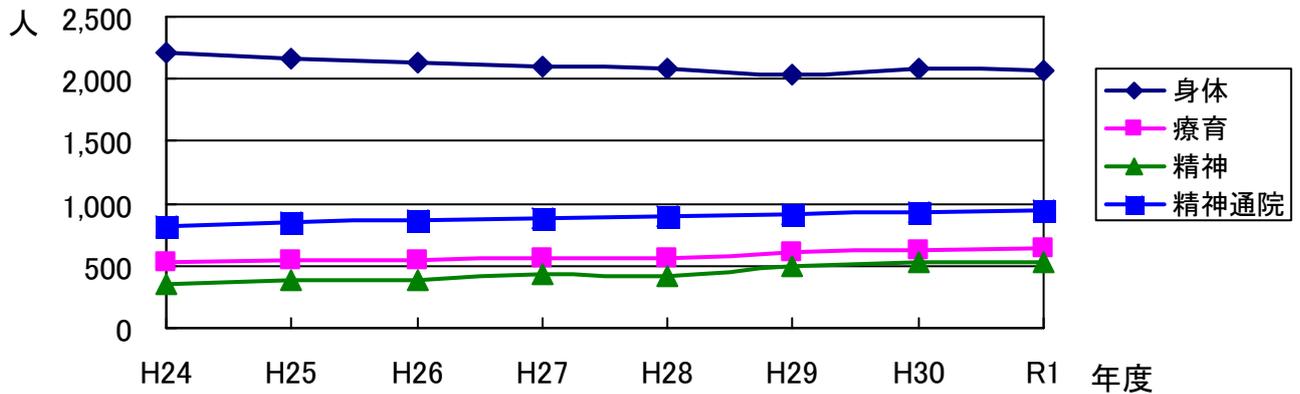
(4) 計画の進行管理

計画の着実な実行に努めるため、3つの計画の進捗状況を倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会において毎年度把握するほか、3年ごとの「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の見直しに併せ、「障がい者計画」の見直しの必要性についても検討します。

第2章 倉吉市障がい者計画

I 倉吉市における障がい者の現状

●障がい者数の推移



1 身体障がい者の状況

●身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

(人)

障害区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
視覚	141	129	139	140	141	140	139	144
聴覚	174	173	172	170	177	173	173	172
平衡機能	2	2	1	2	2	2	2	2
音声・言語	37	33	34	27	24	21	22	22
肢体不自由	1,203	1,184	1,160	1,126	1,123	1,062	1,050	1,019
肢体脳原性	37	36	34	34	13	25	26	25
心臓	360	354	351	349	357	360	382	396
じん臓	125	120	121	122	128	130	142	151
呼吸器	33	28	25	24	24	23	27	25
膀胱・直腸	98	99	96	95	94	101	111	104
小腸	1	1	0	0	0	0	0	0
肝臓	3	2	2	1	2	2	3	4
免疫	0	0	0	2	2	2	2	2
合計	2,212	2,161	2,135	2,092	2,087	2,041	2,079	2,066

●身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

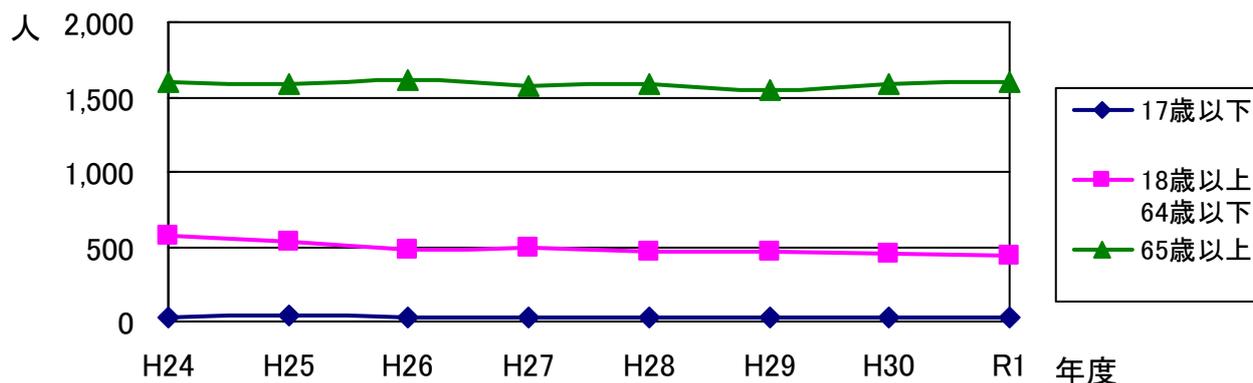
（人）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	727	699	684	691	687	680	709	729
2級	328	315	309	302	288	278	277	273
3級	348	346	349	336	324	307	308	304
4級	538	538	532	514	525	508	521	508
5級	116	108	109	104	110	108	104	98
6級	155	155	152	145	153	160	160	154
合計	2,212	2,161	2,135	2,092	2,087	2,041	2,079	2,066

●身体障害者手帳所持者数の推移（年代別）

（人）

年齢	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
17歳以下	33	34	31	29	25	29	29	29
18歳以上 64歳以下	578	536	486	488	470	465	460	440
65歳以上	1,603	1,591	1,618	1,575	1,592	1,547	1,590	1,597
合計	2,212	2,161	2,135	2,092	2,087	2,041	2,079	2,066



- 身体障害者手帳の所持者の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、やや減少傾向にあります。
- 令和元年度の障がい別の割合は、肢体不自由が1,019人(49.3%)と最も多く、次に心臓が296人(14.3%)となっています。
- 令和元年度の等級別では、1・2級の重度障がい者が1,002人で全体の48.4%とほぼ半数を占めています。
- 令和元年度の年代別では、65歳以上が1,597人で全体の77.2%と高くなっています。

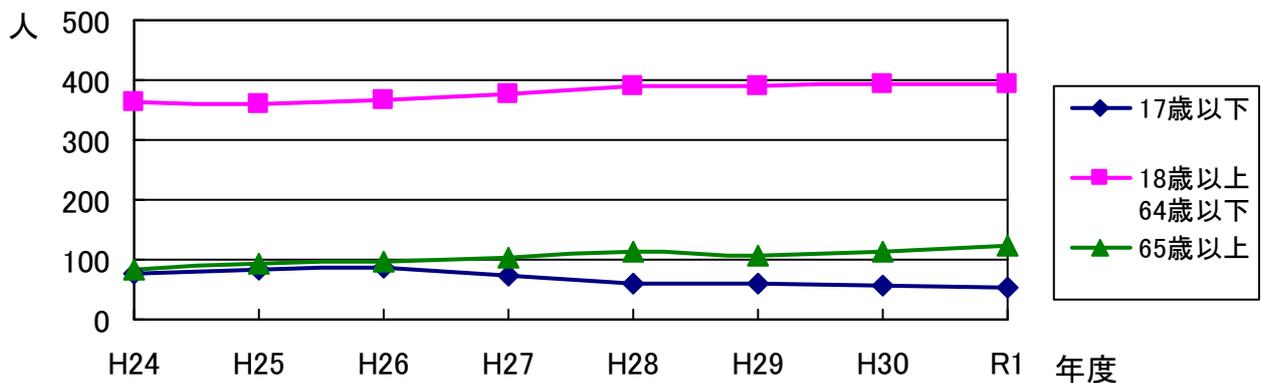
2 知的障がい者の状況

●療育手帳所持者数の推移（等級別） (人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
A	174	178	176	174	175	182	182	184
B	350	360	374	379	386	377	383	386
合計	524	538	550	553	561	559	565	570

●療育手帳所持者数の推移（年代別） (人)

年齢	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
17歳以下	77	85	86	74	59	60	56	53
18歳以上 64歳以下	365	361	367	377	390	391	394	395
65歳以上	82	92	97	102	112	108	115	122
合計	524	538	550	553	561	559	565	570



○療育手帳所持者数の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、毎年少しずつ増加して特に65歳以上の占める割合が年々高くなっています。

○令和元年度の等級別では、Bの中軽度障がい者は386人で、平成24年度と比べると10.2%の増加となっています。

3 精神障がい者の状況

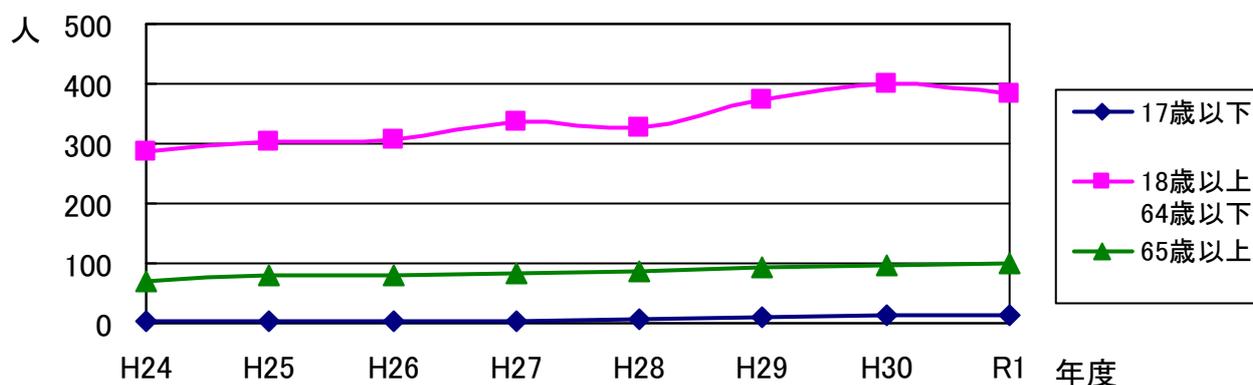
●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） (人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	48	51	51	51	42	46	48	45
2級	266	290	293	322	321	363	387	372
3級	46	47	48	53	58	69	77	78
合計	360	388	392	426	421	478	512	495

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年代別）

（人）

年齢	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
17歳以下	3	4	3	5	6	9	14	13
18歳以上 64歳以下	288	303	308	336	327	375	400	383
65歳以上	69	81	81	85	88	94	98	99
合計	360	388	392	426	421	478	512	495



○精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、37.5%の増加となっています。

○令和元年度の等級別では、2級の中度障がい者は372人で、平成24年度と比べると39.8%の増加となっています。

●自立支援医療受給者数の推移（精神通院）

（人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自立支援医療受給者	819	853	859	880	895	909	935	939

○自立支援医療受給者数の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、14.6%の増加となっています。

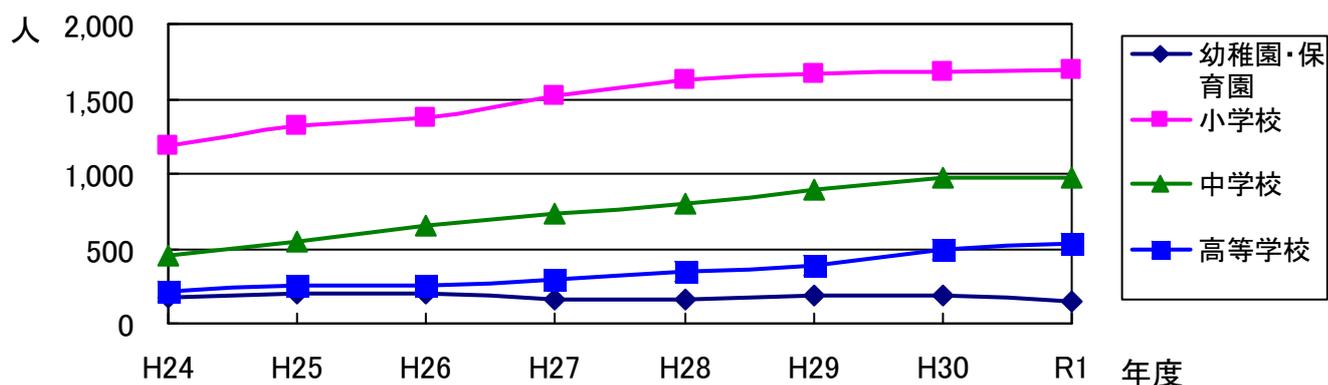
4 発達障がい者の状況

●発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数の推移（県内）

（※出典：鳥取県教育委員会特別支援教育課）

（人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
幼稚園 保育所	172	201	203	166	156	181	189	144
小学校	1,184	1,314	1,367	1,516	1,633	1,668	1,675	1,691
中学校	457	551	655	727	794	897	976	977
高等学校	213	247	251	291	351	391	488	531
合計	2,026	2,313	2,476	2,700	2,934	3,137	3,328	3,343



平成 17 年 4 月 1 日に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人への支援の必要性について規定されました。この「発達障害者支援法」においては、発達障がいを自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとしています。

※自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害は本質的には同じひとつの障がい単位だと考えられて、近年は、自閉症スペクトラム障がいと言う場合が増えてきています。

発達障がいのある人の数は把握できませんが支援の必要な人の割合は約 10%程度あると言われていています。県内の発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の数は年々増加傾向にあります。

平成 23 年 7 月に発達障がいは精神障がいに含まれることになり、精神障害者保健福祉手帳を取得することができるようになりました。

発達障がいは見えない障がいと言われており、一見ただけでは気づかれませんが、適切な対応がなされなかった結果、家庭、学校、地域でのトラブルや不登校、ひきこもり、うつ病等二次障がいがおこることもあり、早期発見と適切な対応、生涯を通した一貫した支援体制の整備が必要です。

また、平成 28 年に「発達障害者支援法」が改正されました。発達障がい者の支援の一層の充実を図るためにきめ細やかな支援体制を構築していきます。

5 障がいのある子どもの状況

● 特別支援学級の設置状況

(人)

		H30年度	R1年度	R2年度
小学部	学級数	33	37	40
	児童数	104	117	145
中学部	学級数	16	18	19
	生徒数	71	77	75
合計	学級数	49	55	59
	児童・生徒数	175	194	220

●特別支援学級の内訳

小学校特別支援学級

(人)

区分	H30年度	R1年度	R2年度
知的障がい特別支援学級	47	55	65
自閉症・情緒障がい特別支援学級	48	52	69
肢体不自由特別支援学級	2	2	1
病弱特別支援学級	3	5	6
聴覚特別支援学級	4	3	3
言語特別支援学級	0	0	1
合計	104	117	145

中学校特別支援学級

(人)

区分	H30年度	R1年度	R2年度
知的障がい特別支援学級	25	26	24
自閉症・情緒障がい特別支援学級	44	47	46
肢体不自由特別支援学級	0	0	1
病弱特別支援学級	2	4	4
聴覚 特別支援学級	0	0	0
言語特別支援学級	0	0	0
合計	71	77	75

(※出典：倉吉市学校教育関係要覧 各年度5月1日現在)

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの種類に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に努めます。

6 難病患者等の状況

●特定疾患医療受給者証（※鳥取県調べ）

(人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
特定疾患医療受給者	376	402	376	385	368	318	327	346

○特定疾患医療受給者証所持者数の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、やや減少しています。

●小児慢性特定疾患医療受給者数の推移（※鳥取県調べ）

(人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
特定疾患医療受給者	34	34	33	33	32	33	36	37

○小児慢性特定疾患医療受給者数の平成24年度から令和元年度までの推移を見ると、ほぼ横ばいとなっています。

●難病

原因不明で治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。医療面の負担軽減や福祉サービス及び就労支援の充実が課題となっています。

平成 27 年 1 月 1 日から医療費助成の対象疾病が 110 疾病、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 29 年 4 月から 330 疾病、平成 30 年 4 月に 331 疾病、令和元年 7 月に 333 疾病に拡大されました。

「障害者総合支援法」により平成 25 年 4 月から難病も障害福祉サービスの対象に含まれるようになり、130 疾病が対象でしたが、平成 27 年 1 月から 151 疾病、平成 27 年 7 月から 332 疾病、平成 29 年 4 月から 358 疾病、平成 30 年 4 月から 359 疾病、令和元年 7 月に 361 疾病に拡大されました。

鳥取大学医学部附属病院に難病患者やその家族が療養生活を送る上で感じる不安や悩みを解決し、精神的負担の軽減を図るため、各種相談業務を行う難病相談・支援センターが設置されています。

中部総合事務所福祉保健局で実施されている難病患者地域支援対策推進事業と連携を図っていきます。

7 その他の障がい者の状況

●てんかん

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作がくり返しおきる病気です。てんかん発作は、神経の機能（はたらき）に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。

てんかんのある方は、100～200人に1人（日本全体で60万人～100万人）と言われています。遺伝病ではなく、乳幼児から高齢者のいずれの年齢層でも発症する身近な病気で、抗てんかん薬や脳外科治療などによって大部分の発作は抑制することができます。しかし、発作がおきることの不安から新しいことへの挑戦をあきらめたり、ひきこもりになりがちです。周囲が病気の特徴を理解することや継続的なサポートが必要です。

また差別や誤解、偏見が問題になりやすいため、正しい情報の啓発をすすめます。

●高次脳機能障がい

人間の脳には、体を動かしたり、見たものや聴いたものを直接感じる一次脳と、それらの様々な情報を互いに伝えあう高度な働きをする高次脳とがあります。

交通事故などの頭部外傷や脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、その他の病気により高次脳に損傷がおきると記憶力や注意力の低下、物事の手順がわかりにくい、感情のコントロールが難しい、自分の障がいが自分でわからないなどの状況が起こります。

外見からはわかりにくいため、日常生活で本人や家族が困っていることを周囲の人が理解することが必要です。

鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関 野島病院高次脳機能センターに支援コーディネーターが1名配置されており相談活動等を行っています。また、中部地区に家族会があり、研修会や定例会等活動を行っています。これら関係機関との連携を図ります。

●依存症

快楽を得るために依存している物質（アルコールや薬物など）や行為をやめようと思ってもやめられない状態をいいます。アルコール、薬物、たばこなどの物質に依存する物質嗜癖（しへき）のほか、ギャンブル、買い物、仕事などに依存するプロセス嗜癖（しへき）などがあります。自分の力だけでは依存を断ちきるのは困難です。依存症は病気であり、身体的、家族的、社会的に様々な問題が生じています。

個人の問題だととらえて治療に対する周囲の理解が得られにくい現状があります。

医療機関での治療で回復はみられても完全に治る事はなく、断酒会等の自助グループなどへの参加が重要です。

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を踏まえ、薬物の濫用の防止に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないよう啓発します。

Ⅱ 計画の目標と施策の基本的な方向

1 目標

障がいのある人の社会参加や自己実現を阻んでいる社会的な障壁を除去し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活でき、互いに人格と個性を尊重し合いながら、相互理解を深め、支え合うことができる「共に生きる地域社会の構築」を目指します。

2 施策の基本的方向

(1) 人権の尊重

障がい者施策は人権施策ととらえ、「障害者差別解消法」の理念を尊重し、障がいのある人やその家族に対する差別や偏見を無くし、合理的配慮のもと一人ひとりの権利や尊厳を守り、自らの意志決定ができるための支援を行い、互いに人権を尊重しあえる社会を構築するため啓発活動を推進します。

(2) 障がいのある人の自立と自律

障がいのある人が自らの生活や生き方について、必要な支援を受けながら自己選択・自己決定し、地域のあらゆる活動に参加でき、地域社会の構成員としても責任を担える体制を整備します。

(3) 継続性のある支援

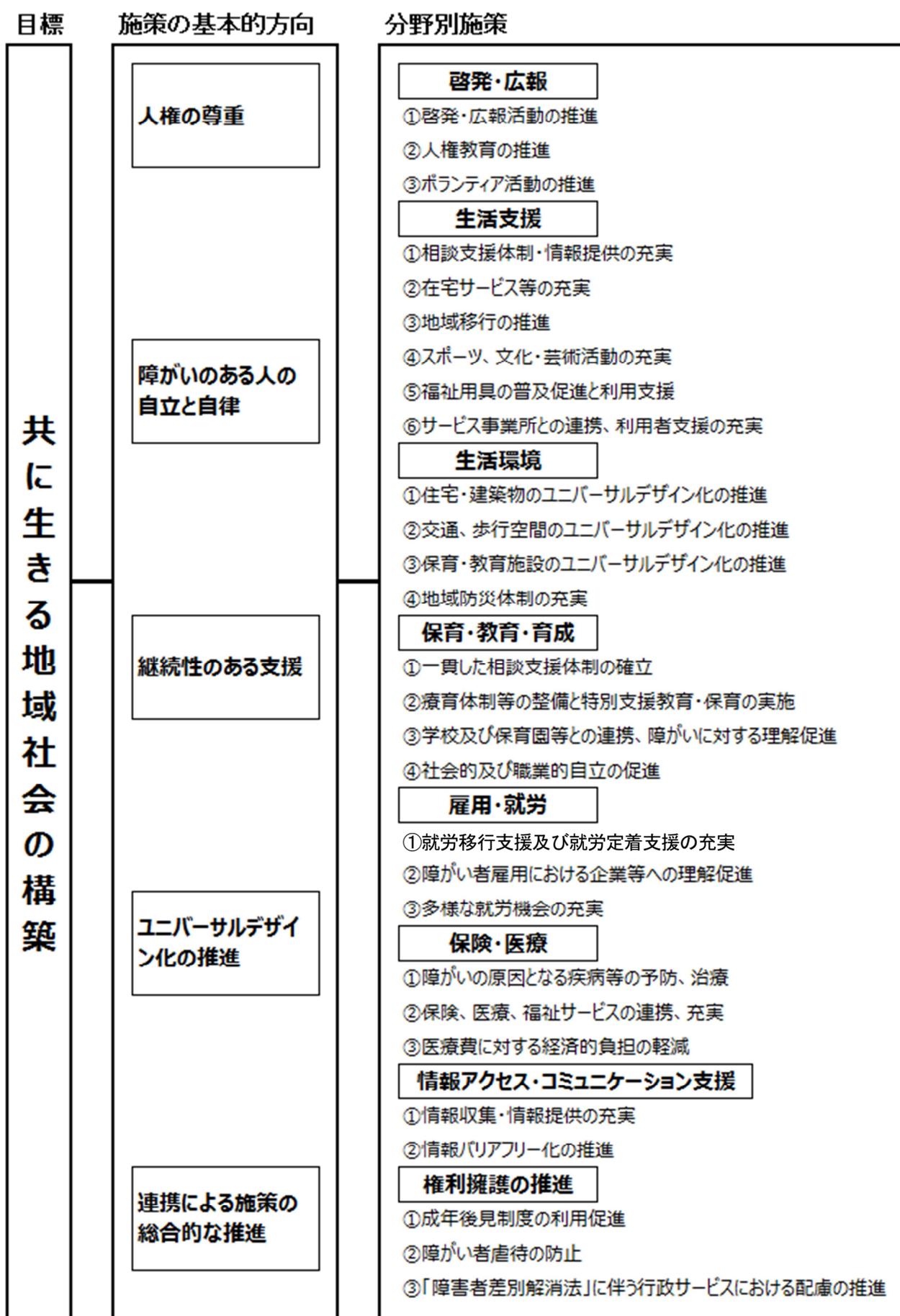
地域の中で尊厳のある一人の人間として生活できるよう利用者本位のサービス提供体制の整備に努め、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、壮年期、高齢期まで、ライフステージや障がいの特性に応じて、継続性のある支援を行います。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

道路、施設、交通等のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン(※2)のまちづくりに努めます。また、防災や防犯対策の充実も図り、安心安全な地域社会づくりに努めます。

(5) 連携による施策の総合的な推進

「共に生きる地域社会」の構築を目指して、障がいのある人をはじめ、地域住民、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業者、民生児童委員、ボランティア、NPO、企業等と連携・協力して計画の推進を図ります。



4 分野別施策

(1) 啓発・広報

- ノーマライゼーション理念の更なる普及を図るため、障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発・広報を積極的に行っていく必要があります。効果的な啓発活動に向け、障がいのある人や関係団体と連携して取り組みをすすめます。
- 障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現のために、障がいのある人や家族の意見及び要望が、まちづくりや行政施策に反映されるような体制づくりをすすめます。

① 啓発・広報活動の推進

- 障がいのある人に対して手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会を作っていく、あいサポート運動に取り組みます。
- 障害者週間(12月3日～9日)には、障がい者団体や事業所等と連携し、障がい理解を深めるイベント等の開催を通じて、その啓発に努めます。
- 障がいのサービスや制度の周知方法については、市報、関係機関の広報、回覧、ホームページ等の様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 障がいに対する理解の促進や啓発を図るための研修会を開催します。また手話通訳など障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供し、当事者との交流の促進を図ります。

② 人権教育の推進

- 本市で平成6年に制定した「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、全ての市民の人権意識の高揚を図るよう努めていきます。
- 市民の理解を深めるためには、幼少期からの人権同和保育や人権同和教育が大切となります。就学前はもとより、学校教育の場においても、更に推進していきます。
- 市内小・中・高・特別支援学校等と市教育委員会、市社会福祉協議会で組織された市福祉教育推進連絡協議会を中心に、児童・生徒のともに生きる心を育む福祉教育活動に取り組んでいきます。
- 倉吉市福祉教育研究委員会を中心に、地域を対象とした人権・福祉学習・担い手づくりのプログラムをつくり、福祉の担い手の育成を図ります。
- 保育所、認定こども園における、障がい児保育の充実や、障がいのある人と園児・保護者等との交流を積極的に進め、幼児期からノーマライゼーションの意識を育んでいく取り組みをすすめます。
- 研修会や講演会等を開催し、市民の人権意識の向上を図ります。

③ ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の推進は、市社会福祉協議会に設置する市ボランティアセンターが中心となり実施しています。市ボランティアセンターと連携して地域住民や企業等へのボランティア活動に対する理解や活動への参加を広める取り組みをすすめます。
- 福祉教育の一環として、市福祉教育推進連絡協議会が中心となり、児童・生徒のともに生きる心を育むボランティア体験活動に取り組んでいます。今後も福祉教育の充実とともに人権教育の推進を図ります。

(2) 生活支援

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすために、身近に相談できる窓口の充実と、きめ細かな支援体制づくりを目指します。
- 生活に即した多様なニーズに対応できるよう、障害福祉サービスの量と質の確保を図り、安心安全な地域生活の実現に向けた体制づくりを行います。
- 生活支援について、サービスの目標量等具体的な事項については、「倉吉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に定めます。

① 相談支援体制・情報提供の充実

- 障がいのある人や家族への必要なサービスや支援制度についての情報提供を積極的に実施します。
- 基幹相談支援センター(※3)を中心として、市内2ヶ所に設置した障がい者地域生活支援センターの相談支援体制の充実を図ります。
- サービス等利用計画を策定する指定特定相談支援事業所の体制整備の充実を図ります。
- 行政・地域・障がいのある人に関わる関係機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、精神障がい者家族会、重症児(者)を守る会など障がいのある人や家族で組織する団体等の周知を図るとともに連携を強め、支援体制・情報提供・ピアカウンセリング(※4)の充実を図ります。
- ペアレントメンター(※5)の活用、ペアレントトレーニングの推進など家族支援の充実を図ります。
- 精神障がいのある人など、病状の急変に対応する24時間体制での相談支援体制の整備を図ります。
- 障がいのある人一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、県と連携し、相談支援事業所数を増やし、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。
- 発達障がいについては、倉吉市発達障がい支援体制整備検討会を中心として関係機関との連携・協力を図りながら、個々のライフステージに応じた支援体制の構築に努めます。
- 高次脳機能障がいについては、県相談支援コーディネーターや家族会等との連携を図りながら、高次脳機能障がいに関する情報発信に努めます。
- 難病については、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となっています。県難病相談・支援センター等との連携を図りながら、難病に関する情報発信に努めます。
- てんかんについては、古くから知られているにも関わらず、誤解や偏見がありますので、県と連携しててんかんに対する理解啓発に努めます。

② 在宅サービス等の充実

- 障がいのある人が、地域で自立し、安心して生活していくために、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確

保等により、在宅サービスの更なる充実を図ります。特に、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等に対応できるサービスの開拓に努めます。

- 視覚障がいのある人が入院時においても、必要な生活支援サービスが受けられるように、同行援護の柔軟な利用について、国県へ要望等を行います。
- 生活に即した必要なサービスを利用できるよう、サービス量を確保するとともに、提供するサービスの質の向上を図ります。
- 行政、障がい者地域生活支援センターなどの相談支援事業所、サービス提供事業所等関係者のネットワーク化を図り、連携して在宅生活を支援する体制を整備します。

③ 地域移行の促進

- 施設や病院から地域への移行を希望する人を受け入れるための条件整備を整え、地域の中に生活の場をはじめとする環境の整備に努めます。
- 施設や病院と地域とのイベント等を通じた交流等により、施設入所者等の円滑な地域移行を推進します。
- 地域移行を希望する人が安心して地域で暮らせるよう、地域移行支援及び地域定着支援を実施する障がい者地域生活支援センターと連携し、地域移行の推進を図ります。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を地域に整備し、これらの機能の集約化や地域において機能を分担して担うなど、機能の充実に向けた検討を行います。

④ スポーツ、文化・芸術活動の充実

- 本市では、鳥取さわやか車いす&湖山池ハーフマラソン大会や手をつなぐスポーツまつりなどの障がい者スポーツ大会への支援を行っています。今後も継続し、支援を実施します。
- 平成26年10月には、全国障がい者芸術・文化祭の開催にあわせ、市内で白壁芸術祭が実施され、支援を行いました。白壁芸術祭の会場となった倉吉白壁アートミュージアム無心は、障がい者芸術の拠点として整備されましたので、今後も連携して芸術活動の普及に努めます。
- 障がいのある人が、様々なスポーツや文化芸術活動を通して、社会参加するとともに、生涯学習や地域でのイベントなどにも気軽に参加できるよう、啓発を図ります。
- 障がいのある人が各種の活動やイベントに参加しやすいよう、移動支援事業の充実やバリアフリー情報の提供を推進します。
- 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の利用を促進するとともに、補助犬を同伴できるよう、市民・事業者の啓発を図ります。

⑤ 福祉用具の普及促進と利用支援

- 障がいのある人が質の高い生活を送れるよう、補装具、日常生活用具の普及と適切な利用の促進を図ります。
- 日常生活用具の種類の拡充や基準の緩和等について必要に応じて検討します。

⑥ サービス事業者との連携、利用者支援の充実

- 障がいのある人に適切なサービス提供を行うために、県と連携し、サービス提供事業者のサービスの質の向上を図ります。
- サービスに対する苦情への迅速で適切な対応を行うとともに、サービスを提供する側の責任に起因する苦情の再発予防を図ります。
- サービス提供事業所のネットワーク化を図り、職員への研修・啓発を行います。
- サービス利用者や家族との面談やアンケート調査等を実施し、サービスに対する利用者の声を聞き、不安や不満を早めに解決し、サービスの質の向上を図ります。また、苦情の相談先の情報提供を行うとともに、利用への支援を行います。
- サービス事業者に、第三者評価制度の導入と情報公開への啓発を行います。
- サービス事業者に、職員の人権研修を行うよう啓発します。

(3) 生活環境

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすいようユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。
- 安心して生活できるよう防犯・防災対策を充実していきます。

① 住宅、建築物のユニバーサルデザイン化の推進

- 現在、既存施設の更新、改修に併せて、徐々にユニバーサルデザイン化に移行しているところですが、更なる推進を図ります。
- 公共施設だけではなく、民間施設についても、ユニバーサルデザイン化を推進するため、啓発に努めます。
- 市が管理する公共施設の更新、改修時に併せて、ユニバーサルデザイン化を推進します。

② 交通・歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進

- 県と連携し、歩道の段差の解消や亀裂の修繕等について、道路・歩道等の新設整備、更新、修繕時に改善出来る箇所から順次改善します。
- 道路の段差や亀裂等の解消や歩道の拡幅、バリアフリー型対応信号機や点字ブロックの設置、障がい者用駐車場の設置等、誰もが歩きやすい歩行空間等を整備するための点検等を実施するとともに、バリアフリー型対応信号機、点字ブロックの整備を県に働きかけます。
- 路線バスへのノンステップバスの導入や低床化を推進するために、事業者へ働きかけていきます。
- 点字ブロックの上に物が置かれていたり、障がい者用駐車場に一般の人が駐車している状況もあり、事業所や市民への啓発に努めます。
- 点字ブロックや障害者マークの趣旨啓発やハートフル駐車場制度の理解促進について、市民への啓発・PRを行うとともに、事業者に協力を呼びかけます。

③ 保育・教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

- 保育・教育施設のユニバーサルデザイン化が一層促進され、だれもが違和感無くすごせる施設整備が必要なため、障がいの特性に応じた保育所、学校等の施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

④ 地域防災体制の充実

- 市では災害時や平常時の行政・防災情報を伝えるため、防災行政無線の戸別受信機を全戸配布しています。聴覚障がいのある人については、文字表示のある文字放送器を対象者へ順次設置しています。
- 市福祉担当と防災担当及び市社会福祉協議会が連携して、地域支え愛事業として、災害時等に障がいのある人等の地域での避難支援体制を作るため、地域住民とともに防災・支え愛マップ、障がいのある人等に配慮した防災訓練などの実施を推進していますが、今後も実施地区の拡大を図ります。
- 地域で、障がいのある人も参加する避難訓練の実施に向けて、障がい特性に応じた情報伝達方法や救護の方法を学ぶ研修などを実施し、地域での支援体制を充実します。
- 日頃から、障がいのある人に対しても、地域での取組や防災・防犯に対する知識や避難所(一般・福祉)等の情報を伝えていきます。
- 障がいのある人に配慮した福祉避難所や、市内の社会福祉法人等と緊急避難の受入協定を締結し緊急受入施設を確保しています。また、受入体制方法など整備をすすめます。
- 災害時に指定避難所等に避難をした障がいのある人への福祉的・医療的配慮を行うよう継続して検討します。

(4) 保育・教育・育成

- 一人ひとりの子どもが自分の可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立して生活していくことができるよう、本人又は保護者の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことが大切です。就学前から学校卒業後まで、一貫して計画的に保育・教育・療育をしていく体制づくりを行うために、家庭と保育・教育・福祉・医療等の関係機関の連携を進めます。
- さらに、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム(※6)構築のための特別支援教育を推進していきます。

① 一貫した相談支援体制の整備

- 障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した支援体制の確立をすすめます。
- 乳幼児期から一貫した支援をつなぎ、保護者を含めた支援者(機関)が情報を共有して支援するため、一人ひとりのニーズに対応した個別支援計画を作成します。
- 市の関係部局が連携するとともに、関係機関・団体等と連携し、支援ネットワークづくりを推進します。

② 療育体制等の整備と特別支援教育・保育の実施

- 乳幼児健診の充実、専門職員による保育所等での指導・支援を実施し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。
- 障がいのある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援(家族支援)を行います。
- 個別の支援計画を活用し、就学期などの移行期においても一貫した支援の継続を図ります。

- 乳幼児健診における健診内容の充実と、関係職員に対する研修、保育所等への巡回相談等の実施により、障がいを早期に発見する体制の整備を図ります。一人ひとりの子どもに対し、乳幼児期からのきめ細やかな支援や適切な対応を行い、可能性を最大限に伸ばすことができる療育や保育・教育環境の整備を目指します。
- 通所指導教室(きらり教室)を開設し、発達段階や状況に応じた体系だった療育体制の整備を図っています。
- 家族や保育士、教師等の関係職員が、障がいの特性を理解し、適切な対応をしていくことで、トラブルや二次障害の発生を予防していくことが大切であり、家族への支援と合わせ、関係職員に対する研修の充実を図ります。
- 各学校の特別支援学級、通常の学級における支援が必要な児童生徒のための通級指導教室(まなびの教室、ことばの教室)の開設と県立特別支援学校の通級指導教室の活用等、本人及び保護者のニーズに合わせた教育環境の整備を行います。
- 県立特別支援学校のセンター的機能やLD等専門員(※7)による教育相談、発達障がい者支援センターによる巡回相談等関係機関の支援の積極的な活用を推進し、学校へのサポートを図ります。
- 全小中学校に配置されている特別支援教育主任を中心にした校内支援体制の確立と関係機関との連携を図ります。
- 一人ひとりの子どもの保育・教育的ニーズや発達段階に応じた一貫性のある、継続した支援を実施します。
- 保健・福祉・教育・医療等関係機関等のネットワーク化を図り、早期発見から適切な療育・保育・教育へとつなぎ、子どもの育ちと子育てへの支援の充実を図ります。
- 「鳥取県手話言語条例」の制定を踏まえ、手話ハンドブック等を活用し、児童・生徒が早期から手話に親しむことのできる教育環境を整備していくことを進めます。

③ 学校及び保育所等との連携、障がいに対する理解促進

- 教職員や保育職員等に対し、市独自の系統的で計画的な研修を実施しているほか、他機関等の実施する研修に積極的な参加を推進します。
- 全ての教職員や保育職員等が、配慮を要する子どもや障がいに対する理解を深め、適切に対応できるよう、研修の機会の充実を図ります。

④ 社会的及び職業的自立の促進

- 教育の場から社会人としてスムーズに社会生活に移行できるよう、早い段階から関係機関と連携して、早期自立のための支援を行います。
- 教育の場から職業的自立をするために特別支援学校、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、支援体制を整備します。

(5) 雇用・就労

- 就労は、自立や社会参加のための重要な柱であり、障がいのある人がその能力に応じて働くことにより社会に参画・貢献できるよう、その特性を活かした雇用・就労の推進を図ります。

① 就労支援の充実

- 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等との連携を図り、各種制度を活用しながら就労への支援を行います。
- 公共職業安定所と連携して、就業を希望されている人に対して、就業に関する情報を提供したり、企業・事業所に雇用促進について啓発します。
- 平成30年度から精神障がい者が法定雇用の算定基礎に算入されました。就労準備から定着までの一貫した支援が行われるよう関係機関との連携を図ります。

② 障がい者雇用における企業等への理解促進

- 平成30年4月より障がい者の法定雇用率が民間2.2%、国・地方公共団体2.5%に引き上げられました。また、令和3年3月よりそれぞれ0.1%ずつ引き上げられる予定です。
- 企業に対して、あいサポート研修の受講推進等、理解を深める働きかけを行います。
- 民間企業における鳥取県の障がい者雇用率は、2.28%（令和元年6月1日現在）であり、達成企業は58.6%といずれも全国平均は上回っています。未達成の企業もあるため、市と障害者就業・生活支援センター等が連携し、倉吉市人権啓発企業連絡会や倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、商工会議所を通じ、企業に対して、障がい者雇用についての理解促進を図ります。
- 市が率先して、障がいのある人の雇用を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用状況と離職状況を把握・分析し、企業に向けた研修会等で理解啓発を推進します。

③ 多様な就労機会の充実

- 一般就労の困難な人の就労の場や、就労に向けた訓練の場として、福祉的就労（就労継続支援A型・B型）があり、これらの事業所と連携を図り、障がいのある人に応じた支援を実施します。
- 一般就労を目指す人には、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けて訓練を実施し、一般就労を目指した支援を行います。

④ 優先調達推進法に伴う物品等の調達

- 平成25年に国の「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、本市では「倉吉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針」を策定し、障がい者就労施設等への物品・役務の発注の推進に努めています。毎年、年度当初には優先調達の調達目標額を定め、年度終了後には、調達実績をとりまとめ公表しています。
- 調達方針に基づき、市が率先して福祉的就労事業所への業務委託や製作品の購入等を推進し、事業所の工賃収入の増加につながるよう支援します。

(6) 保健・医療

- 障がいや難病のある人が地域で安心してくらししていくためには、適切な医療やリハビリテーションを受けられることが必要であり、保健所や医療機関等との連携を図

るとともに、相談機能を充実します。

- 障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療が障がいの予防に繋がるため、障がいの特性やニーズにあわせた適切な保健・医療サービス、そして自立のためのリハビリテーションまで、体系的な保健医療施策の充実を図ります。

①障がいの原因となる疾病等の予防、治療

- 障がいの早期発見・早期治療のため、健康診断、保健サービスの充実及び関係機関と連携した事故防止、疾病予防対策の充実を図っていきます。
- 疾病等の予防・治療に関する広報の推進、健康教室、健康診断、訪問活動を充実します。
- 保育所・認定こども園、学校、医療機関、保健所、児童相談所等と連携し、乳幼児期からの疾病等を早期発見し、予防活動に努めます。

②保健、医療、福祉サービスの連携・充実

- 障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、生活や地域に密着したリハビリテーションが必要なため、適切な医療・リハビリテーションの提供が可能となるよう医療機関との連携、相談支援体制の充実に努めます。
- 慢性的な疾患や難病の人など継続的な医療を必要としている人には、治療のために必要な医療サービスの提供が可能となるよう努めます。
- 精神に障がいのある人に対しては、こころの健康相談など相談支援体制の充実に努めます。また、社会復帰を促進するため、医療機関との連携を図り、生活・就労訓練等の福祉サービスの利用促進に努めます。
- 在宅において必要な医療を受けることができるよう、医療機関と連携し制度の活用を図ります。

③医療費に対する経済的負担の軽減

- 自立支援医療、特別医療費助成等各種の医療費公費負担制度による支援を実施していますので、その周知を図ります。

(7) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

- 障がいのある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障害福祉サービスや制度をはじめ、その他生活に関する情報がいつでも誰でも入手できるように情報提供体制を充実します。

①情報収集・情報提供の充実

- 保健・福祉・医療・その他生活に関する様々な情報について、いつでも誰でも入手できるよう、小冊子の配布や市ホームページによる情報提供などに努めます。
- 聴覚障がいのある人への支援として、県と連携し、意志疎通支援事業の充実に努め、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員の養成や活動の支援を行います。
- 視覚障がいのある人への支援として、行政文書、その他視覚障がい者に必要な資料の点字化・音声化を図ります。
- 視覚障がい者への支援として、点訳・朗読ボランティアの養成を行います。

② 情報バリアフリー化の推進

- 視覚障がいのある人へ社会参加促進のため、情報入手支援を行います。現在市報を点字化、音声化し、対象者へ配布するなどの支援を行っていますが、その他行政文書についても点字化、音声化の拡大を図ります。
- 聴覚障がいのある人へ社会参加促進と安心安全のため、情報入手支援を行います。防災行政無線文字放送機の戸別受信機を順次設置します。
- 障がいのある人への情報機器の利用促進に努めることで情報格差の解消を図ります。
- 平成 25 年 10 月、手話を言語として普及を進める鳥取県の「手話言語条例」が制定されました。市町村の責務である、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及に努めます。
- 市職員についても初歩的なコミュニケーションがとれるよう研修受講を推進します。また、市民に向けての研修会等の周知に努めます。
- 市役所をはじめ公的機関での手話マーク・筆談マーク設置の推進をすすめます。

(8) 権利擁護の推進

- 全ての国民が、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年に「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月から施行となりました。市でも、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 自ら意志を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、権利擁護の推進を図ります。

① 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について、当事者及び家族等や地域住民へ制度の啓発普及に努めます。
- 判断能力が充分ではない障がいのある人が福祉サービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用をすすめるため、中部成年後見支援センターや市社会福祉協議会、障がい者地域生活支援センター、社会福祉士会、当事者団体・家族会等関係機関・団体との連携を図り、制度の推進体制を整備します。
- 「第 8 期高齢者福祉計画」においても、地域連携ネットワークの整備を進める方針であり、高齢者・障がい者の権利擁護について意思決定支援に重点を置いた体制整備を一体的にすすめていくものです。また、「成年後見制度利用促進法」に基づく、成年後見制度利用促進基本計画についても、策定を目指します。
- 市では、成年後見制度が必要な人で、申立や費用負担が困難な場合でも利用できるように成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。
- 市では平成 29 年度より市民後見人(※8)の養成事業を実施しています。今後も益々需用の増加が見込まれる中、後見人等の担い手不足、法人後見受任の拡大などに対応するため、関係機関の協力のもと、人材育成に取り組んでいきます。

② 障がい者虐待防止

- 平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法」の施行に伴い、障がい者虐待相談・通報窓口として倉吉市障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者地域生活支援センターをはじめとした関係機関と連携し、倉吉市障がい者虐待防止・対応マニュアルを作成し、虐待対応や支援を実施しています。
- 障がい者虐待の防止のため、地域住民や施設・事業所、企業等への啓発に努めます。

③ 障害者差別解消法に伴う行政サービスなどにおける配慮の推進

- 「障害者差別解消法」により義務化されている障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、障がいのある人に対する合理的配慮の不提供の禁止について、国において策定される基本方針に即し、市における職員対応要領などの検討をすすめます。また、障がいを理由とする差別に関する相談及び相談事例を踏まえた差別解消の取組について協議を行う障害者差別解消支援地域協議会の設置についての検討もすすめます。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

○国の指針に基づき、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては次に掲げる点に配慮していくこととします。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

I 障害福祉サービスの体系

1 自立支援給付

自立支援給付は①介護給付、②訓練等給付、③地域相談支援給付、④計画相談支援給付、⑤自立支援医療、⑥補装具に分かれます。サービスについては、負担能力に応じた負担で、低所得世帯(市民税非課税世帯)については原則無料です。また、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担軽減が図られています。

2 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援は①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援に分かれます。サービスについては、負担能力に応じた負担で、低所得世帯(市民税非課税世帯)については原則無料です。また、高額障害児通所給付費等、負担軽減が図られています。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条に規定された市町村が主体となり実施する事業です。また、地域生活支援事業は、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて県と連携して実施します。

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業は必須事業です。また、地域の実情に応じて、日中一時支援事業などのその他の事業を実施します。

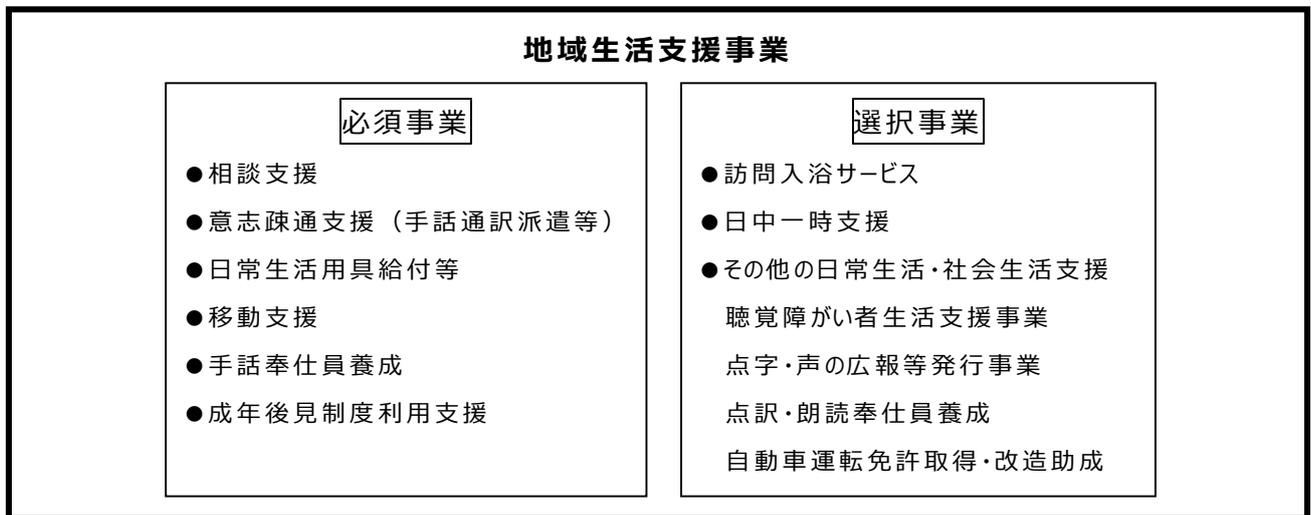
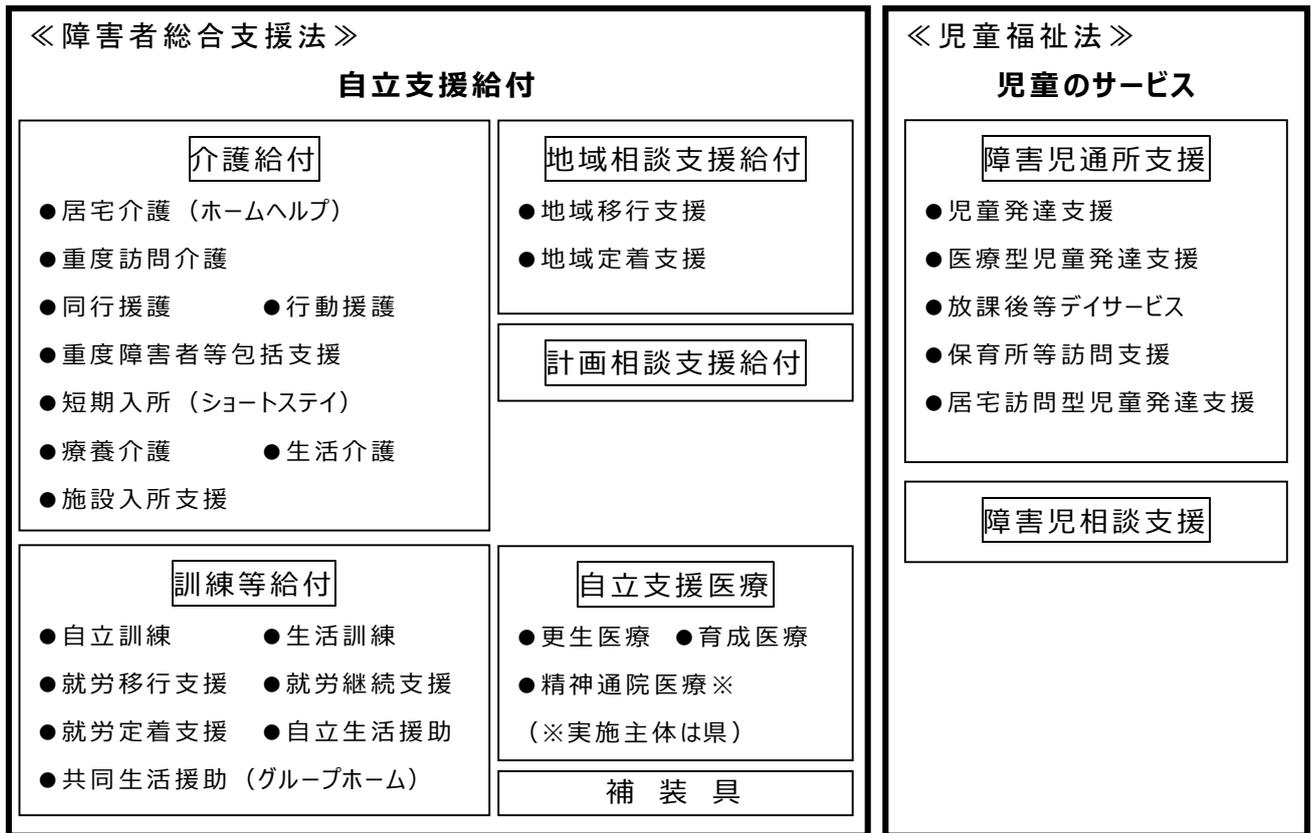
【利用者負担の体系】

区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般(住民税課税世帯)				世帯の範囲	
			市民税所得割				者	児
			16万円未満	28万円未満	46万円未満	46万円超		
福祉サービス (居宅・通所) 【障がい者】	0円	0円	9,300円	37,200円			本人及び 配偶者	住民基本 台帳上の 世帯
福祉サービス (居宅・通所) 【障がい児】	0円	0円	4,600円	37,200円				
福祉サービス (入所施設等) 【障がい者 (20歳以上)】	0円	0円	37,200円					
福祉サービス (入所施設等) 【障がい者 (20歳未満)・ 障がい児】	0円	0円	9,300円	37,200円				
補装具	0円	0円	37,200円		全額自己負担			

※施設に入所する20歳未満の障がい者又は障がい児については、当該障がい者又は障がい児を監護する者(保護者)の属する世帯とする。

【自立支援システムの体系】

倉吉市



鳥取県地域生活支援事業



- 専門性の高い相談支援 ● 広域的な対応を要する事業 ● 人材育成 等

自立支援システムの全体像

国、県及び市の義務的経費がともなう個別給付として「障害者総合支援法」の自立支援給付と「児童福祉法」の障害児通所支援、障害児相談支援があります。また、地域での生活を支えるため地域の実情に応じて市や県が実施する地域生活支援事業にサービス体系が構築されています。

II 障害福祉サービス等の現状及び分析・評価

(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)

1 目標数値の達成状況

平成30年に策定した第5期倉吉市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画では、入所者の地域移行、福祉施設等の一般就労への移行等について、数値目標を定め、取組を進めてきました。その結果は以下のとおりです。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

入所施設利用実績

項目	【目標値】	実績		
	R2年度末	H30年度	R元年度	R2年度見込
入所者数	99人以下	103人	99人	98人
削減者数	2人以上	△4人	△5人	△1人
地域移行者数	9人以上	1人	0人	0人

※削減者数：各年度の施設退所者数（地域移行、転出、死亡等）

地域移行者の移行先

地域移行内訳	実績			合計
	H30年度	R元年度	R2年度見込	
		1人	0人	0人
公営住宅	0人	0人	0人	0人
自宅	1人	0人	0人	1人
グループホーム	0人	0人	0人	0人

第5期の障がい福祉計画では、平成28年度末現在の施設入所者数101人に対し、令和2年度末までに2%である2人以上を削減し、99人以下とする目標値を定めていました。結果、令和元年度末現在が99人、令和2年度9月末現在98人となっています。また、同じく28年度末現在の施設入所者の9%である9人を地域生活に移行する目標値も定めていました。結果、平成30年度に1人が地域生活へ移行しています。要因として、施設入所者の重度化・高齢化がすすみ、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることが挙げられます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置実績

項目	【目標値】	実績		
	R2年度末	H30年度	R元年度	R2年度見込
協議の場の設置数	圏域1か所	0か所	0か所	圏域0か所

第5期の計画では、令和2年度末までに圏域で1か所設置することを目標に定めていました。専門性が高いことから、令和2年度末までの協議の場の設置には至りませんでした。圏域での設置に向け継続して検討をすすめます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の設置実績

項目	【目標値】	実績		
	R2 年度末	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
拠点等の設置数	圏域 1 か所	0 か所	0 か所	圏域 1 か所

第 5 期の計画では、令和 2 年度末までに圏域で 1 か所設置することを目標に定めていました。相談業務や緊急時の受入対応など必要な機能を持つ様々な事業所、関係機関との連携が必要となることから、中部圏域で面的な体制を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

項目	【目標値】	実績		
	R2 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
一般就労移行者数	11 人以上	6 人	10 人	0 人
就労移行支援事業所の利用者数	11 人以上	5 人	1 人	5 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%以上	50%以下	50%以下	50%以下

第 5 期の計画では、就労継続支援や就労移行支援などの福祉施設での就労から一般就労へ移行した人の人数として、11 人以上を目標としました。また、就労移行支援事業所の利用者数を平成 28 年度末時点の 9 人の 1.2 倍である 11 人以上とし、就労移行支援事業所ごとの就労移行率を 50%以上とすることを目標としていました。結果、一般就労移行者は平成 30 年度は 6 人、令和元年度は 10 人となりました。就労移行支援事業所の利用者数は令和 2 年度 9 月末時点で 5 人となっており、目標値を達成できていません。引き続き、関係機関の連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有をすすめ、障がいの適性に応じた就労を促進する必要があります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

整備実績

項目	【目標値】	実績		
	R2 年度末	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
児童発達支援センター	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
保育所等訪問支援事業所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
重心児を支援する児童発達支援事業所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
重心児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域 1 か所	圏域 1 か所	圏域 1 か所	圏域 1 か所

コーディネーターの設置実績

項 目	【目標値】	実績		
	R2 年度末	H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	1 人	6 人	4 人	6 人

第 1 期の障がい児福祉計画では、児童発達支援センターなどの各支援機関を令和 2 年度末までに各 1 か所整備することを目標としていました。児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、重心児を支援する児童発達支援事業所、重心児を支援する放課後等デイサービス事業所については、平成 29 年度末時点でそれぞれ 1 か所の設置があり、目標を達成していました。医療的ケア児支援のための協議の場の設置については平成 30 年度に中部圏域自立支援協議会内に協議の場を設置しました。

また、医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターについては、令和 2 年度末までに 1 人配置することを目標にしていましたが、令和 2 年度に 6 人以上を設置予定です。

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

区 分		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
計 画	居宅介護	2,364 時間 182 人	2,504 時間 195 人	2,644 時間 208 人
	重度訪問介護	490 時間 7 人	560 時間 8 人	630 時間 9 人
	同行援護	96 時間 12 人	104 時間 13 人	112 時間 14 人
	行動援護	40 時間 4 人	50 時間 5 人	60 時間 6 人
	重度障害者等包括支援	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
	合計	2,990 時間 205 人	3,218 時間 221 人	3,446 時間 237 人
実 績	居宅介護	1,647 時間 144 人	1,324 時間 128 人	1,229 時間 111 人
	重度訪問介護	413 時間 5 人	181 時間 5 人	22 時間 2 人
	同行援護	40 時間 10 人	21 時間 8 人	20 時間 6 人
	行動援護	45 時間 3 人	39 時間 3 人	34 時間 3 人
	重度障害者等包括支援	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
	合計	2,145 時間 162 人	1,565 時間 144 人	1,305 時間 122 人

時間：月間のサービス提供時間

人：月間の利用人数

- ・訪問系サービス全体が計画に対して減少しています。
- ・地域移行を進めていく中、在宅生活の障がいのある人の訪問系サービスの利用ニーズは高まっていますが、ニーズが重複・多様化している上、サービス提供事業所数が減少しているため、ニーズに対して対応が十分ではない現状です。継続して事業所への働きかけが必要です。
- ・障害福祉サービス事業所等に広く情報提供を行い、利用定員の拡大や新規参入など障がいのある人が身近な場所で必要なサービスが受けられるよう、提供体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①介護サービス

区 分		H30年度		R元年度		R2年度見込	
		利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量
計 画	生活介護	157人	3,140人日	159人	3,180人日	161人	3,220人日
	療養介護	12人	—	12人	—	12人	—
	短期入所 (福祉型)	36人	180人日	40人	200人日	44人	220人日
	短期入所 (医療型)	5人	20人日	5人	20人日	5人	20人日
実 績	生活介護	153人	2,910人日	154人	2,929人日	146人	2,910人日
	療養介護	12人	—	11人	—	11人	—
	短期入所 (福祉型)	27人	100人日	37人	107人日	20人	74人日
	短期入所 (医療型)	1人	2人日	1人	1人日	0人	0人日

人：月間の利用人数

人日：月間の総利用者の利用延日数

- ・生活介護事業所は、市内に11か所、基準該当事業所が1か所設置されています。利用者数及びサービス量の実績は計画よりやや下回っています。
- ・短期入所事業所は、市内に17か所設置されています。利用の主なものは、家族のレスパイト(※9)のための定期的な利用です。

②自立訓練

区 分		H30年度		R元年度		R2年度見込	
		利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス見込量
計 画	自立訓練(機能訓練)	1人	22人日	1人	22人日	1人	22人日
	自立訓練(生活訓練)	22人	572人日	22人	572人日	22人	572人日
実 績	自立訓練(機能訓練)	0人	0人日	0人	0人日	1人	3人日
	自立訓練(生活訓練)	0人	305人日	1人	329人日	1人	128人日
実 績	宿泊型自立訓練	16人	—	20人	—	15人	—

人：月間の利用人数

人日：月間の総利用者の利用延日数

- ・機能訓練事業所は、中部圏域内に基準該当事業所が1か所設置されています。
- ・生活訓練事業所は、中部圏域内に該当事業所がありません。

③就労支援

区 分		H30年度		R元年度		R2年度見込	
		利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス見込量
計 画	就労移行支援	13人	260人日	14人	280人日	15人	300人日
	就労継続支援(A型)	50人	1,000人日	55人	1,100人日	61人	1,220人日
	就労継続支援(B型)	278人	5,004人日	305人	5,490人日	336人	6,048人日
	就労定着支援	1人	-	1人	-	1人	-
実 績	就労移行支援	10人	72人日	13人	69人日	5人	82人日
	就労継続支援(A型)	44人	741人日	49人	685人日	47人	864人日
	就労継続支援(B型)	261人	3,987人日	273人	4,174人日	254人	4,257人日
	就労定着支援	3人	-	2人	-	2人	-

人：月間の利用人数

人日：月間の総利用者の利用延日数

- ・就労移行支援事業所は、中部圏域に3か所(市内2か所)設置があり、利用されています。利用者数は減少していますが、利用日数は令和2年度に増加しています。
- ・就労継続支援A型事業所は、中部圏域に6か所(市内1か所)設置があります。令和元年度に事業所数が増加したため、利用実績は令和2年度に増加しています。
- ・就労継続支援B型事業所は、市内に12か所設置があります。利用者数はやや減少していますが、利用日数は増加しています。

(3) 居住系サービス

区 分		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
計 画	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	93 人	98 人	103 人
	施設入所支援	99 人	99 人	99 人
実 績	自立生活援助	0 人	0 人	0 人
	共同生活援助	88 人	85 人	80 人
	施設入所支援	103 人	99 人	98 人

人：月間の利用人数

- ・自立生活援助を実施する事業所は中部圏域にありません。
- ・共同生活援助(グループホーム)は、市内に6か所設置があります。利用者数はやや減少しています。
- ・施設入所支援は、100人を割り、減少傾向にあります。

(4) 相談支援(計画相談支援・地域相談支援)

区 分		H30 年度	R 元年度	R2 年度見込
計 画	計画相談支援(サービス利用支援)	573 人	576 人	579 人
	地域相談支援(地域移行支援)	1 人	1 人	1 人
	地域相談支援(地域定着支援)	1 人	1 人	1 人
実 績	計画相談支援(サービス利用支援)	575 人	579 人	655 人
	地域相談支援(地域移行支援)	0 人	0 人	0 人
	地域相談支援(地域定着支援)	0 人	0 人	0 人

人：月間の利用人数

- ・サービス等利用計画を作成する事業者は中部圏域に10か所(市内6か所)設置があります。現在は、障がい福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画は100%対応できていますが、平成30年度報酬改定により標準担当件数が設定されたことや、モニタリング実施標準期間が見直されたことと、新たなニーズ増加により、相談支援専門員の不足は生じてきます。相談支援専門員不足によるサービス提供の遅れなどが生じないよう需要に対応できる体制の確保が必要です。
- ・地域相談支援については実績はありませんでした。スムーズな地域移行、地域定着に繋がるものと思われるため、事業の利用促進が必要です。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

区 分	H30年度		R元年度		R2年度見込		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計 画	障害児相談支援	25人	-	30人	-	35人	-
	児童発達支援	14人	56人日	15人	60人日	16人	64人日
	医療型児童発達支援	20人	60人日	25人	75人日	30人	90人日
	放課後等デイサービス	52人	168人日	55人	220人日	58人	232人日
	保育所等訪問支援	9人	9人日	11人	11人日	13人	13人日
	居宅訪問型児童発達支援	4人	20人日	5人	25人日	6人	30人日
実 績	障害児相談支援	123人	-	140人	-	193人	-
	児童発達支援	16人	41人日	22人	49人日	17人	39人日
	医療型児童発達支援	17人	43人日	20人	36人日	14人	30人日
	放課後等デイサービス	82人	278人日	102人	411人日	91人	435人日
	保育所等訪問支援	25人	9人日	36人	12人日	21人	10人日
	居宅訪問型児童発達支援	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

人：月間の利用人数

人日：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

- ・障害児相談支援は、3年間で利用者は増加しています。中部圏域に障がい児対応の事業所は9か所設置(市内5か所)されており、現在は、障がい児の利用者に対する障がい児支援利用計画は100%対応できています。今後、相談支援専門員不足などによるサービス提供の遅れなどが生じないよう需要に対応できる体制の確保が必要です。
- ・児童発達支援の利用実績は横ばいです。事業所が市内に5か所設置されていますが、中部圏域全体での利用となっています。
- ・医療型児童発達支援は、3年間で利用者は減少しています。事業所が市内に1か所設置されていますが、中部圏域全体での利用となっています。
- ・放課後等デイサービスの利用実績は増加しています。市内に6か所の事業所が設置されていますが、中部圏域全体での利用となっています。
- ・保育所等訪問支援は、事業所が中部圏域に2か所設置されていますが、圏域全体での利用となっています。
- ・今後のニーズの動向を見ながらサービス提供に支障のないよう確保に努めます。

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

区 分		H30 年度	R 元年度	R2 年度
計 画	第 1 号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	4 人	4 人	4 人
	第 2 号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	18 人	18 人	18 人
	第 3 号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	4 人	4 人	4 人
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	23 人	23 人	23 人
実 績	第 1 号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0 人	1 人	5 人
	第 2 号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	27 人	37 人	45 人
	第 3 号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	2 人	1 人	1 人
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	60 人	58 人	66 人

- ・利用実績は各年度 4 月 1 日時点の利用者数となっています。
- ・第 1 号認定の利用実績は、令和 2 年度に 5 人の利用があり、増加しています。
- ・第 2 号認定の利用実績は増加しています。
- ・第 3 号認定の利用実績は横ばいとなっています。
- ・放課後児童健全育成事業は、見込み量よりも多い利用者となっており、増加しています。

3 地域生活支援事業

項目	区分	H30年度	R元年度	R2年度見込
相談支援事業				
障害者相談支援事業	目標	3,132件	3,393件	3,654件
	実績	6,076件	1,298件	1,072件
自立支援協議会		設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	目標	6件	7件	8件
	実績	4件	7件	8件
意志疎通支援事業				
手話通訳者設置事業	目標	246件	264件	282件
	実績	150件	192件	190件
手話通訳者等派遣事業	目標	96件	108件	120件
	実績	57件	91件	68件
要約筆記者等派遣事業	目標	2件	3件	4件
	実績	0件	0件	0件
手話奉仕員養成事業 (中部圏域)	目標	16人	25人	34人
	実績	20人	23人	13人
日常生活用具給付等事業	目標	1,189件	1,213件	1,237件
	実績	1,236件	1,292件	1,442件
移動支援事業				
個別支援型 (児童も含む)	目標	10,742時間	11,222時間	11,702時間
	実利用	111人	116人	121人
	実績	9,871時間	8,681時間	7,742時間
		107人	96人	146人
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	目標	実利用者数 3人	実利用者数 3人	実利用者数 3人
	実績	2人	2人	2人
日中一時支援事業 (児童も含む)	目標	10,264人日	10,864人日	11,464人日
		115人	120人	125人
	実績	8,497人日	7,766人日	8,212人日
		110人	95人	188人
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行事業		月1回発行	月1回発行	月1回発行
聴覚障がい者生活支援事業 (中部圏域)	目標	実参加人数 120人	実参加人数 144人	実参加人数 168人
	実績	168人	148人	90人
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	目標	10件	10件	10件
	実績	9件	7件	4件
点訳・朗読奉仕員養成 (中部圏域)	目標	26人	28人	30人
	実績	22人	18人	1人

件：年間の件数 時間：年間の利用時間 回：年間の開催回数
人：年間の実利用者数（※ただし精神障がい者デイケア事業及び聴覚障がい者生活支援事業は延利用者数）

- 相談支援事業は、倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴいと中部障がい者地域生活支援センターの2か所に委託しています。相談支援事業の件数のカウント方法の見直しをしたため、目標に対しては下回っていますが、複雑多岐にわたる相談支援内容が増加しています。
- 聴覚に障がいのある人のための意志疎通支援事業は、中部聴覚障がい者センターに2名の通訳者が設置されています。手話奉仕員の養成も計画的にすすめられ、平成30年度から令和元年度にかけて派遣の実績が増加しています。要約筆記の利用がないため、対象者への周知に努めているところです。
- 日常生活用具給付等事業は、給付件数が増加しています。
- 移動支援事業は、利用者数が増加しています。
- 訪問入浴サービスの利用者は固定化されていますが、利用者の在宅生活の支援につながっています。
- 日中一時支援事業は、障がい者の利用日数は令和2年度に増加しています。児童の利用日数が伸びてきています。
- 聴覚障がい者生活支援事業は、参加登録者の変動はありませんが、参加率が低下してきています。

Ⅲ 計画の数値目標及び障害福祉サービスの見込 (第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

1 令和5年度の計画の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 数値目標

施設入所者の地域生活への移行をすすめるため、施設入所者のうち、今後、グループホームや自宅等地域移行する人の数について以下のとおり目標を定めます。

項 目	令和元年度末	令和5年度末
施設入所者数	99人	97人以下
削減見込み数	2人	2人以上 (R3~R5 累計)
地域生活への移行数	1人 (H30~R2 累計)	6人以上 (R3~R5 累計)

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行し、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することとされています。

本市においては、令和元年度末現在の施設入所者数は99人となっています。県計画との整合性を図るため、令和5年度末までに現在の施設入所者の6人(6%)が地域生活に移行すること及び入所者数を2人(1.6%)削減することを目指します。

③ 目標達成のための取組み

ア 入所施設における地域移行について

- ・長期間施設に入所している人の地域移行への不安等を解消するため、地域移行の支援が必要な人には、指定一般相談支援事業者が行う地域相談支援(地域移行支援)により、地域で安心して暮らしていけるよう、居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行うなど、関係機関と連携しながら、その人の状況やニーズに合わせた地域移行の実現を図ります。

イ 地域移行のための受け皿の確保

- ・地域移行のための受け皿の確保をするため、グループホームに夜間世話人を配置した事業者が安定した事業運営ができるよう補助を行い、夜間支援が必要な障がいのある人でも地域生活の移行が可能となるよう努めます。
- ・公営住宅担当課や県が実施するあんしん賃貸支援事業(※10)と連携をしながら情報提供と入居支援等の体制整備を図るため、居住サポート事業(※11)を行います。

ウ 地域移行後の相談支援体制の充実

- ・地域移行後の支援体制の充実を図るため、地域相談支援(地域定着支援)や自立生活援助により、地域で安心して生活し続けていけるように、関係機関が連携

し地域移行後の生活のためのサービス調整を行い、緊急事態に対して速やかに対応できる体制整備を図ります。

エ 障がいのある人の地域移行と自立生活に向けた啓発

- ・障がいのある人が地域で生活しやすい環境を築くために、人権政策課・教育委員会等と連携し、障がいの理解を深める啓発を行います。
- ・障がいのある人の生活の不安の解消や生活するうえで役立つ情報提供をする等自立生活ができるよう努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 数値目標

項目	令和2年度末	令和5年度末 (目標値)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	0回/年	圏域1回/年
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	—	15人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	圏域1回/年

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、全ての市町村ごとに精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催することとされています。複数市町村での設置も可能とされており、専門性が高いことから、圏域での開催に向け検討をすすめます。

③ 目標達成のための取組み

- ・ 県が設置する協議の場、圏域ごとの協議の場との連携を図る必要があるため、県、中部市町、自立支援協議会、保健、医療、福祉、司法等関係機関と検討をすすめていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約を行う拠点等の機能の充実に向けた検証・検討を実施します。

① 数値目標

項目	令和元年度末	令和5年度末 (目標値)
地域生活支援拠点の設置(中部圏域)	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	—	1回/年

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、各市町村または圏域ごとに地域生活支援拠点または面的な体制を整備し、拠点等が有する機能の充実に向け、検証・検討することとされています。本市においては圏域で面的な整備を行い、拠点等に必要な機能を持つ様々な事業所と連携し、関係機関と機能の充実に向けた検討を実施します。

③ 目標達成のための取組み

- ・ 地域のニーズ、既存のサービスの整備状況に応じて、関係機関、中部市町、自立支援協議会などと連携し、拠点等に必要な機能の充実に向けて検証・検討をすすめていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 数値目標

項目	令和元年度末	令和5年度末 (目標値)
福祉施設から一般就労への移行者数	10人	13人
就労移行支援からの移行者数	-	1人
就労継続支援 A 型からの移行者数	-	3人
就労継続支援 B 型からの移行者数	-	9人
就労定着支援事業の利用者数	-	9人

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、福祉施設(就労移行支援、就労継続支援 A・B 型)から一般就労への移行を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすること、そのうち、就労移行支援事業の移行実績は令和元年度末から 1.3 倍以上、就労継続支援 A 型は 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型は 1.23 倍以上とされています。

本市においては、一般就労への移行者数は 13 人とし、就労定着支援事業の利用者数は令和 5 年度末時点の一般就労移行者数(目標値)13 人の 7 割の 9 人とします。

(参考) 中部圏域の福祉施設の現状

	圏域事業所数	総定員	市内事業所数
就労継続支援 A 型	6 事業所	91 人	1 事業所
就労継続支援 B 型	19 事業所	408 人	12 事業所
就労移行支援	3 事業所	22 人	2 事業所
合計	28 事業所	521 人	15 事業所

③ 目標達成のための取組み

- ・障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者職業センター等就労関係機関と連携し、障がいのある人への相談及び指導・助言を行うなど、一般就労への移行及び定着支援に努めていきます。
- ・企業等に対し、障がいのある人の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るため、関係機関と協力して就労支援研修会等を開催し啓発に努めていきます。
- ・本市の会計年度任用職員として知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人の雇用を今後も継続します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 数値目標

項目	令和元年度末	令和5年度末 (目標値)
児童発達支援センター	2か所	2か所
保育所等訪問支援事業所	1か所	2か所
主に重心児を支援する児童発達支援事業所	1か所	1か所
主に重心児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域1か所	圏域1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	4人	6人以上

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、「①児童発達支援センターは各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上の設置。②保育所等訪問支援は、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。③各都道府県に難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。④主に重心児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上の設置。⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。」こととされています。

県計画では、各圏域に少なくとも1か所以上の設置を目標設定の基本的な考え方とし、全ての市町村において児童発達支援センター等が身近に利用できる体制の構築を目指しています。

本市においては、現状として事業所数及び協議の場の設置、コーディネーターの設置は達成しているところです。

③ 目標達成のための取組み

- ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置は、中部圏域自立支援協議会内の部会を協議の場とし、県、各圏域と連携しながら、支援体制を構築します。
- ・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置は、平成30年度から県で養成研修が実施されており、引き続き人材の確保に努めます。

※医療的ケア児等とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的な障がい児等のことをいいます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 数値目標

項目	令和元年度末	令和5年度末
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	-	70件/年
相談支援事業者の人材育成の支援件数	-	5件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	18回/年

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することとされています。

県計画では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を確保することとされています。

本市においては、総合的・専門的な相談支援を実施し、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を、令和2年度の実績見込をもとに令和5年度末に70件/年とし、また、相談支援事業者の人材育成の支援の件数を令和5年度末に5件/年とし、相談機関との連携強化の取組の実施を令和5年度末に18回/年とすることを目指します。

③ 目標達成のための取組み

- ・圏域で基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施します。
- ・中部圏域障がい者自立支援協議会において、関係機関との連携強化のための協議の場を設置します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

① 数値目標

項目	令和元年度末	令和5年度末
県が実施する研修への市職員の参加人数	-	5人/年
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用し、事業所等と共有する場の実施回数	-	1回/年

② 数値目標設定の考え方

国の指針では、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとされています。

本市においては、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数を、令和5年度末に5人/年とし、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の実施を、令和5年度末に1回/年とすることを目指します。

③ 目標達成のための取組み

- ・県が実施する障害福祉サービスに係る研修等へ、市の福祉課の職員が積極的に参加し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
- ・システム等を活用し、審査結果を分析してその結果を活用して事業所等と情報共有する場を実施します。

(8) 情報バリアフリー化の推進

① 成果目標

項目	令和5年度末
市手話言語条例の制定	制定

② 目標設定の考え方

平成25年10月に手話を言語として普及を進める「鳥取県手話言語条例」が制定され、市町村の責務としては、手話の意義や基本理念に対する住民の理解の促進や手話の普及に努めることとされているところです。

本市においては、聴覚障がい、音声または、言語機能に障がいのある人のコミュニケーション支援を図るため、令和5年度末までに、市手話言語条例の制定を目指します。

③ 目標達成のための取組み

- ・聴覚障がい、音声または、言語機能に障がいのある人の社会参加の促進、市民の理解の促進、手話の普及などについての協議の場を設置し、手話言語条例の制定に向けた検討を行います。

2 障害福祉サービスの見込量等

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基本として、利用の実績と施設等からの地域移行に伴うニーズ等を見込み必要なサービスが提供できる体制整備に努めます。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画では、実際にサービスを利用する量(サービス提供量)に着目し、目標数値を設定していますので、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画も同様にサービス提供見込量を数値目標とします。

(1) 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	・ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・ 自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の介護を総合的に行うサービスを提供します。
行動援護	・ 常に介護を必要とする重度の障がいのある人が対象となります。 ・ 危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
同行援護	・ 視覚に障がいのある人の移動時や外出先で必要な視覚的に情報の支援(代筆・代読等)を行います。 ・ 移動時や外出先で移動のための必要な援護をします。 ・ 排せつや食事等の介護その他外出時の必要な援助をします。
重度障害者等包括支援	・ 常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。 ・ 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの見込み量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	1,276 時間	1,331 時間	1,386 時間
	116 人	121 人	126 人
重度訪問介護	102 時間	102 時間	102 時間
	2 人	2 人	2 人
同行援護	18 時間	18 時間	18 時間
	6 人	6 人	6 人
行動援護	39 時間	39 時間	39 時間
	3 人	3 人	3 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人
訪問系計	1,435 時間	1,490 時間	1,545 時間
	127 人	132 人	137 人

時間：月間のサービス提供時間

人：月間の利用人数

※居宅介護については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用者数をもとに各年度 5 人ずつの増加を見込み、各年度利用者数に平成 30 年度から令和 2 年度の平均利用時間を乗じたものをサービス見込量としました。

※重度訪問介護については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用者数をもとに各年度 2 人を見込み、各年度利用者数に平成 30 年度から令和 2 年度の平均利用時間を乗じたものをサービス見込量としました。

※同行援護については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用者数をもとに各年度 6 人を見込み、各年度利用者数に平成 30 年度から令和 2 年度の平均利用時間を乗じたものをサービス見込量としました。

※行動援護については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用者数をもとに各年度 3 人を見込み、各年度利用者数に平成 30 年度から令和 2 年度の平均利用時間を乗じたものをサービス見込量としました。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、指定特定相談支援事業者が利用者の実情を勘案した計画相談支援(サービス利用支援)を行い、適切なサービスを提供できる体制を整備して、相談支援事業者と障害福祉サービス事業者等関係機関が連携し、必要なサービスの量の確保に努めます。
- ・サービス提供事業者に対して福祉施策に関する多様な情報を提供するとともに、各種講習等への積極的な受講を奨励します。特に同行援護や行動援護に対応できる事業所を増やすために、専門の研修への受講を働きかけます。また、支援会議等を通じて質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

事業所数

区分	市内	中部圏域
居宅介護	9	14
重度訪問介護	9	12
同行援護	5	6
行動援護	2	2

(2) 日中活動系サービス

① 介護サービス

常時介護を必要とする障がいのある人に対する施設での専門的な介護サービスや介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護が必要な障がいのある人が対象となります。 ・ 事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動・創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある人が対象となります。 ・ 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・ 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	151 人	151 人	151 人
	2,869 人日	2,869 人日	2,869 人日
療養介護	12 人	12 人	12 人
短期入所(福祉型)	31 人	34 人	37 人
	93 人日	102 人日	111 人日
短期入所(医療型)	1 人	1 人	1 人
	2 人日	2 人日	2 人日

人 : 月間の利用人数

人日 : 「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※生活介護については、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、各年度の利用者数を推計しました。各年度利用者数に平成30年度から令和2年度の月平均利用日数19日に乗じたものをサービス見込量としました。

※療養介護については、平成30年度から令和2年度までの最大値を利用者数と見込みました。

※短期入所(福祉型)については、平成30年度から令和2年度までの平均利用者数をもとに各年度とも前年度(R3年度は過去3年間の平均)の1.1倍の利用者数を見込み、各年度利用者数に平成30年度から令和2年度までの月平均利用日数3日に乗じたものをサービス見込量としました。

※短期入所（医療型）については、重症心身障がい児（者）の利用を想定した利用者数を見込み、各年度利用者数に月平均利用見込み日数2日に乗じたものをサービス見込量としました。

【見込量確保のための方策】

●生活介護

- ・障がいのある人やその家族等に向けた情報提供や支援体制の充実を図ります。
- ・医療的ケアの必要な利用者への対応が安定して実施できる体制を整備するために看護師配置を支援する補助金を支給するなど受入体制の整備を引き続き実施します。
- ・重症心身障がいのある人の受入については、施設の職員の資質の向上や利用者の状態の安定、緊急時の医療対応等が必要であるため、県及び関係機関と連携しながら体制整備を図ります。
- ・利用者のニーズに対応できるよう、指定特定相談支援事業者が利用者の実情を勘案した計画相談支援(サービス利用支援)を行います。

●療養介護

- ・医療と常時介護が必要な人が療養介護事業所で、安心して生活できる体制整備に努めます。
- ・医療と常時介護が必要な人の家族等に向けた情報提供を行い移行後の不安の解消に努めます。

●短期入所

- ・短期入所の利用については、家族のレスパイト、家族の介護が出来ない緊急的な場合に利用ができるように事業所と連携し、家族への情報提供に努めます。

事業所数

区分	市内	中部圏域
生活介護	12	19
療養介護	0	0
短期入所	17	21

※療養介護は県内に1か所

②自立訓練

障がいのある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。 ・理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行います。

自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。 ・ 日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
----------------	--

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	1 人
	8 人日	8 人日	8 人日
自立訓練（生活訓練）	18 人	18 人	18 人
	252 人日	252 人日	252 人日

人：月間の利用人数

人日：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※自立訓練（機能訓練）については、今後の状況を勘案し1人を見込みました。各年度利用者数に月平均利用見込み日数8日に乗じたものをサービス見込量としました。

※自立訓練（生活訓練）については宿泊型自立訓練事業所も含めた平成30年度から令和2年度の平均利用者数をもとに、持続性がないため同数での推移と見込み、各年度利用者数に月平均利用見込み日数14日に乗じてサービス見込量としました。

【見込量確保のための方策】

●自立訓練（機能訓練）

- ・自立訓練(機能訓練)を必要とされている、障がいのある人等やその家族等に向けた情報提供の充実を図ります。

●自立訓練（生活訓練）

- ・精神障がいのある人等が宿泊型自立訓練施設で日常生活能力が向上できる体制整備に努めます。
- ・精神障がいのある人等やその家族等に向けた情報提供を行い、不安の解消に努めます。

事業所数

区分	市内	中部圏域
自立訓練(機能訓練)	0	1
自立訓練(生活訓練)	0	0
宿泊型自立訓練	1	1

③就労支援

障がいのある人等の就労に関する課題等として、一般就労の実績が少ないこと、特別支援学校等の卒業生の多くが福祉施設を利用していること、雇用施策、教育施策、福祉施策との連携強化の一層の促進などがあげられます。「障害者総合支援法」では就労支援の取り組みの強化が規定されています。障がいのある人等の働く場の確保に向けた取り組みを促進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。 ・定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、社会福祉法人等が就労継続支援 A 型事業を行う事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。 ・一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等や就労継続支援 A 型での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。 ・生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。

【サービスの見込量】

単位：1月あたり

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
就労移行支援	10 人	11 人	12 人
	80 人日	88 人日	96 人日
就労継続支援 (A 型)	50 人	53 人	56 人
	1,000 人日	1,060 人日	1,120 人日
就労継続支援 (B 型)	273 人	283 人	293 人
	4,368 人日	4,528 人日	4,688 人日
就労定着支援	2 人	2 人	2 人

人：月間の利用人数

人日：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※就労移行支援については平成30年度から令和2年度の平均利用者数をもとに各年度1人ずつの増加を見込み、各年度利用者数に利用日数8日に乗じたものをサービス見込量としました。

※就労継続支援 A 型については平成30年度から令和2年度の平均利用者数をもとに各年度3人ずつの増加を見込み、各年度利用者数に利用日数20日に乗じたものをサービス見込量としました。

※就労継続支援 B 型については平成 30 年度から令和 2 年度の平均利用者数をもとに各年度 10 人ずつの増加を見込み、各年度利用者数に利用日数 16 日に乗じたものをサービス見込量としました。

※就労定着支援については、一般就労に移行する見込数を令和 2 年度で 13 人としているため、そのうち年に 2 人を見込利用者数としました。

【見込量確保のための方策】

●就労移行支援

- ・障がいのある人やその家族等に向けた情報提供の充実を図り、一般就労の移行に向けた支援をします。
- ・一般就労の移行に向けて、職場開拓(企業の受入体制)、職場での定着支援を公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等就労関係機関と連携し就労支援体制の整備を図ります。
- ・地元企業や地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解をしていただくために就労関係機関・福祉・教育分野と連携して啓発に努めます。

●就労継続支援 A 型

- ・雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人のニーズに対応し必要なサービスを提供するために障がいのある人やその家族等に向けた情報提供の充実を図り支援していきます。
- ・事業所での定着を図るために、障がい者地域生活支援センター等と連携しながら生活を安定させて就労に専念できる環境をつくります。
- ・利用者のニーズに対応できるよう、指定特定相談支援事業者が利用者の実情を勘案した計画相談支援(サービス利用支援)を行います。

●就労継続支援 B 型

- ・就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった障がいのある人等のニーズに対応し必要なサービスを提供するために障がいのある人やその家族等に向けた情報提供の充実を図り支援していきます。
- ・就労意欲のある障がいのある人の就労の場の確保と工賃倍増のために、優先調達の推進や企業の下請け作業だけでなく、自主製品の開発や農業等の新たな作業開拓に向け県と連携しながら情報提供をし支援していきます。
- ・利用者のニーズに対応できるよう、指定特定相談支援事業者が利用者の実情を勘案した計画相談支援(サービス利用支援)を行います。

●就労定着支援

- ・サービス提供の実施に向けて、事業所に対して情報提供を行います。
- ・就労移行支援等から一般就労に移行した人やその家族などへも情報提供に努めます。

事業所数

区分	市内	中部圏域
就労移行支援	2	3
就労継続支援 A 型	1	6
就労継続支援 B 型	12	19

(3) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め地域生活への移行の促進に努めます。また、強度行動障がい等 24 時間支援が必要な人が、安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人が対象となります。 ・ 理解力や生活力等を補うため、日常生活上の様々な問題について、一定期間定期的な訪問や相談対応により、必要な情報提供や助言等のサービスを提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がいのある人、精神障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。 ・ 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護または自立訓練、就労継続支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助 (グループホーム)	82 人	84 人	86 人
施設入所支援	97 人	97 人	97 人

人：月間の利用人数

※自立生活援助については、障害者支援施設等から地域移行の見込数を令和 3 年度から令和 5 年度で 6 人としているため、年に 2 人程度の移行者のうちサービスを利用する人を 1 人としました。

※共同生活援助(グループホーム)については、令和 2 年度の利用者数に各年度地域移行者数を勘案し、毎年度 2 名の増加を見込みました。

※施設入所支援については令和 5 年度の目標数値 (P39 参照) と整合させました。

【見込量確保のための方策】

● 自立生活援助

- ・サービス提供の実施に向けて、事業所に対して情報提供を行います。
- ・障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人やその家族などへも情報提供に努めます。

● 共同生活援助(グループホーム)

- ・グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- ・精神障がいのある人のグループホームについては、医療機関や社会復帰施設等を経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- ・グループホームは障がいのある人が地域で自立した生活を進めていく上で重要なサービスであり、入所施設利用者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行の受け皿として必要です。今後も順次整備される事業者に対しグループホームの夜間世話人設置事業等を実施し、運営を円滑に行える体制整備を図ります。
- ・人材確保、物件の確保、改正消防法への対応、地域住民への説明及び理解等、取り巻く環境が厳しいところではありますが、県やサービス提供事業者と連携し解決に努めます。
- ・地域移行後の支援体制の充実を図るため、指定一般相談支援事業者が地域相談支援(地域定着支援)により、障害のある人が地域で安心して生活し続けていけるように、関係機関と連携し地域移行後の生活のためのサービス調整を行い、緊急事態に対して速やかに対応できる体制整備を図ります。

● 施設入所支援

- ・施設に入所しておられる利用者に、指定特定相談支援事業者が施設内でのその人の状況やニーズに対応した生活ができるように計画相談支援(サービス利用支援)を行います。

事業所数

区分	市内	中部圏域
共同生活援助(グループホーム)	6	10
施設入所支援	7	8

(4) 相談支援(計画相談支援・地域相談支援)

障がいのある人の自立した生活を支え課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援をしていくため、障害福祉サービスのサービス等利用計画を作成しサービス提供事業者とサービス調整を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援(サービス利用支援)	・ 障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援をしていくために指定特定相談支援事業者が計画相談支援を行います。
地域相談支援(地域移行支援)	・ 施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神に障がいのある人が地域移行される場合に、居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行うために指定一般相談支援事業者が地域相談支援(地域移行支援)を行います。
地域相談支援(地域定着支援)	・ 入所施設や精神科病院から地域移行された障がいのある人が、地域で安心して生活し続けていけるように、関係機関が連携し地域移行後の生活のためのサービス調整を行い、緊急事態に対して速やかに駆けつけられる体制をつくるために指定一般相談支援事業者が地域相談支援(地域定着支援)を行います。

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援(サービス利用支援)	665 人	675 人	685 人
地域相談支援(地域移行支援)	1 人	1 人	1 人
地域相談支援(地域定着支援)	1 人	1 人	1 人

人：月間の利用人数

※計画相談支援については、すべての障害福祉サービス利用者を対象として実施するため、令和2年度の障害福祉サービス利用者数と新規利用を勘案し、利用者数を見込みました。

※地域相談支援(地域移行支援)については、入所施設からの地域移行者数と精神科病院からの地域移行者数で見込みました。

※地域相談支援(地域定着支援)については、地域移行者が引き続き利用することを想定し、利用者数を見込みました。

【見込量確保のための方策】

- ・相談支援事業を実施する事業者に対して研修会・講習会等の情報を提供し、相談支援員の人材確保と資質の向上を図り、相談支援の提供体制の充実に努めます。
- ・現在、市内に6事業所がありますが、障がい福祉サービス利用者が適切な計画相談支援を利用できるよう、計画相談支援(サービス利用支援)を行う指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

- ・障がいのある人一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画案の作成を促進するため、特定相談支援事業者との連携を図り、サービスの充実を図ります。
- ・中部圏域障がい者自立支援協議会で指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制整備のための検討をします。

事業所数

区分	市内	中部圏域
計画相談支援	6	10
地域相談支援(地域移行支援)	2	2
地域相談支援(地域定着支援)	2	2

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

障がい児が心身ともに健やかに成長するため、また地域で安心して生活できるよう必要な支援を行います。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	・未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	・肢体不自由児に児童発達支援および治療を行う。
放課後等デイサービス	・就学児を対象に、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。
保育所等訪問支援	・保育所、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障害児相談支援	・障害児通所支援を利用する人のニーズに応じ課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行う。

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	18 人	19 人	20 人
	36 人日分	38 人日分	40 人日分
医療型児童発達支援	15 人	16 人	17 人
	30 人日分	32 人日分	34 人日分
放課後等デイサービス	96 人	101 人	106 人
	384 人日分	404 人日分	424 人日分
保育所等訪問支援	23 人	25 人	27 人
	23 人日分	25 人日分	27 人日分
居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分
障害児相談支援	198 人	203 人	208 人

人：月間の利用人数

人日：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※児童発達支援及び医療型児童発達支援については、平成30年度から令和2年度の利用者数の実績をもとに、毎年1人の増加を見込み、各年度利用者数に利用日数2日に乗じたものをサービス見込量としました。

※放課後等デイサービスについては、平成30年度から令和2年度の利用者数の実績をもとに、毎年5人の増加を見込み、各年度利用者数に利用日数4日に乗じたものをサービス見込量としました。

※保育所等訪問支援については、平成30年度から令和2年度の利用者数の実績をもとに、毎年2人の増加を見込みました。

※居宅訪問型児童発達支援については、中部圏域に事業所がないため見込を0人としました。

※障害児相談支援については、平成30年度から令和2年度の利用者数の実績をもとに、毎年5人の増加を見込みました。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある児の家族や保育所等に向けた情報提供を行いサービスの必要な人が利用できるよう啓発に努めます。
- ・利用者のニーズに対応できるよう、相談支援事業者が利用の実情を勘案した障害児相談支援を行い、適切なサービスを利用できる体制を整備して、相談支援事業者とサービス提供事業者が連携し、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・障がい児サービスから障がい者サービスへの円滑な移行に向けて、関係機関と連携を取りながら取り組みます。

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【サービスの概要】

サービス名	内 容
第1号認定	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。・肢体不自由児に児童発達支援および治療を行う。
第3号認定	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ

【サービスの定量的な目標（見込）】

種類	R3年度	R4年度	R5年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	5人	5人	5人
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	45人	45人	45人
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	66人	66人	66人

※平成30年度から令和2年度の利用者数の実績をもとに、各年度の利用者数を見込みました。

【見込量確保のための方策】

- ・「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、子ども・子育て支援等における障がい児の受入体制の充実が図れるよう、子育て支援分野と連携して取り組みます。
- ・保育士・放課後児童支援員等の加配対応、保育所訪問相談・巡回指導、専門性を高める人材育成の促進等の支援体制の構築を図ります。

(7) 発達障がい者等に対する支援

【支援の概要】

項目	内 容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親が褒め方や指示などの具体的な養育スキルを獲得する
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を気づくことに困っている保護者などを支援するプログラム
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親
ピアサポート活動	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が体験等を語り合い、回復を目指す活動

【サービスの見込量】

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6 人	6 人	6 人
ペアレントメンターの人数	13 人	13 人	13 人
ピアサポートの活動への参加人数	7 人	7 人	7 人

【見込量確保のための方策】

- ・支援プログラムについては、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行います。
- ・ペアレントメンターやピアサポート活動については、障がい者地域生活支援センターや県自閉症協会などと連携して取り組みます。

3 地域生活支援事業の見込量等

地域生活支援事業は市町村および都道府県が主体となり地域の特性や利用者の状況やニーズに応じて柔軟な事業形態により事業を効率的・効果的に実施するもので、必須事業である相談支援事業・成年後見制度利用支援事業・意志疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター機能強化事業と任意事業である訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業・社会参加促進事業等の必要なサービスが提供できる体制整備に努めます。

(1) 相談支援事業

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。平成 24 年度より設置している基幹相談支援センターでは、今後も①総合相談・専門相談として、三障がい対応のワンストップ相談窓口、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成②地域移行・地域定着支援として入所施設や精神科病院へのはたらきかけ、地域体制整備に係るコーディネート③地域関係機関とのネットワーク④権利擁護・虐待防止として成年後見制度利用支援事業や虐待防止対応、以上の業務を実施します。障がい者虐待防止センターへの相談実績は、平成 30 年度が 3 件、令和元年度が 4 件ありました。

【見込量確保のための方策】

- ・障がい者地域生活支援センター2箇所では一般相談を受けていますが、相談件数の増加、抱える問題が重複・多様化しています。障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助、地域やその他障がい者に関わる関係機関との連携など、地域で安心して暮らすための支援を行います。また、困難事例等に対応ができるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。
- ・障がい者虐待防止センターを福祉課に設置し、専用電話で相談・通報を受ける等体制整備を行っています。相談通報受理後には、障がい者相談支援センターとともに対応にあたることとしています。
- ・基幹型支援センターを中心として障がいのある人の相談支援体制の機能強化と関係機関のネットワーク化を図り、障がいのある人の権利擁護の実現のために体制整備を行っています。
- ・現在身体障がい者相談員 8 名、知的障がい者相談員 3 名、精神障がい者相談員 1 名を委嘱しています。相談員と連携し、相談活動の周知など相談支援の充実を図ります。
- ・障がいのある人や家族が速やかに相談ができるよう窓口の周知を積極的に実施します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者等の権利擁護を図ります。

成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる人に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助するものです。

利用実績については、報酬助成件数が年々伸びてきており、今後も増加が見込まれます。

【見込量確保のための方策】

- ・障がい者地域生活支援センター及び中部成年後見支援センター、市社会福祉協議会等と連携し、対象者の把握に努めます。
- ・関係機関及び団体等へ制度の周知を図ります。

（３）意志疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るための事業を実施します。

本市では、手話通訳者設置事業、手話通訳者等及び要約筆記者等派遣事業を行います。

【見込量確保のための方策】

- ・手話通訳者設置事業者と連携しながらサービス提供体制の整備を図るとともに、設置手話通訳者、登録手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の能力向上に努め、質の高いサービスを提供するように努めます。
- ・障害者基本法に手話は言語であることが明記されました。また鳥取県の「鳥取県手話言語条例」にも手話を言語と規定しております。聞こえない人または聞こえにくい人や手話についての知識や理解について鳥取県中部聴覚障がい者センターや関係団体と連携し周知します。

（４）日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

【見込量確保のための方策】

- ・対象者に対し日常生活用具給付にともなう情報提供をおこない、市の登録給付事業者と連携しニーズにあった給付に務めます。
- ・障がいのある人のニーズに応じた日常生活用具の種目の導入及び給付条件も検討していきます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修の事業を実施することで、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の意志伝達の手段を確保し、社会参加を促進します。

【見込量確保のための方策】

- ・事業を委託している鳥取県聴覚障害者協会と連携し、養成研修について周知を図り、受講者の拡大に努めます。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に必要となる外出時の移動の支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

※視覚障がい者で個別支援が必要な障がいのある人は平成23年10月より同行援護で実施することとなりました。

【見込量確保のための方策】

- ・今後も利用のニーズは増加傾向にあるため、移動支援登録事業者と連携しながら、利用者・事業者に情報提供をし必要なサービス量の確保を図ります。
- ・福祉有償運送(車両移送)についても必要なニーズに対応できる体制整備を図り、移動支援登録事業者と連携しながら、サービス量の確保に努めます。
- ・中部圏域障がい者自立支援協議会で移動支援に対する課題等を共有し、協議します。
- ・「地域生活支援事業実施要綱」に明記されていない個別事例で、判断が出来にくい案件については、基準を明確にするためのマニュアル等を作成し公平公正な移動支援の実施を図っていきます。

(7) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人の自宅等に訪問し、居宅で入浴サービスを提供します。

【見込量確保のための方策】

- ・現在、利用者はありません。市への登録事業者は3事業者です。地域生活支援のため、事業の周知を行い、引き続き訪問入浴サービス事業が実施できる体制を整えます。

② 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある児童の利用が増加しています。日中一時支援登録事業者と連携しながら、利用者・事業者へ情報提供をし必要なサービス量の確保を図ります。
- ・日中一時支援登録事業者と連携し、障がいの状況や特性に応じた受入体制の整備に努めます。

③社会参加促進事業

○点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のための点訳、音声訳など、障がいのある人にわかりやすい方法により、市の広報、生活情報などを定期的に提供します。

【見込量確保のための方策】

- ・視覚障がいのある人への情報保障の取り組みとして、令和3年度以降も継続して実施します。

○聴覚障がい者生活支援事業

聴覚に障がいのある人が日中活動する場に集い、コミュニケーションを大切にしながら、集団の中で生活性を養い食生活や栄養の自己管理をすることにより、日常の健康管理や生活習慣病に役立ち、生活の向上に努めます。

【見込量確保のための方策】

- ・鳥取県聴覚障害者協会に委託し、日中活動する場の確保をし当事者団体と連携しながら、聴覚に障がいのある人に必要な支援を行います。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある人の社会参加の促進のため、自動車運転免許取得及び自動車改造の対象となる障がいのある人に対し情報提供を行い、令和3年度以降も実施します。

○点訳・朗読奉仕員養成事業

研修事業を実施することで、視覚障がいに対する理解と点訳・朗読の知識を習得した点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障がい者の情報保障を推進します。

【見込量確保のための方策】

- ・事業を委託している鳥取県ライトハウス点字図書館と連携し、養成研修について周知を図り、受講者の拡大に努めます。

地域生活支援事業のサービス見込量

年あたり

項目	区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	設置	2 か所	2 か所	2 か所
	相談件数	1,175 件	1,305 件	1,436 件
自立支援協議会	設置	有	有	有
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用件数	10 件	12 件	14 件
意志疎通支援事業				
手話通訳者設置事業	利用件数	192 件	192 件	192 件
手話通訳者等派遣事業	利用件数	91 件	91 件	91 件
要約筆記者等派遣事業	利用件数	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成事業 (中部圏域)	養成人数	20 人	20 人	20 人
日常生活用具給付等事業	利用件数	1,542 件	1,642 件	1,742 件
移動支援事業				
個別支援型 (児童も含む)	利用時間	8,003 時間	8,268 時間	8,533 時間
	実利用者数	151 人	156 人	161 人
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業 (児童も含む)	利用人日	8,514 人日	8,944 人日	9,374 人日
	実利用者数	198 人	208 人	218 人
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行 事業		月 1 回発行	月 1 回発行	月 1 回発行
聴覚障がい者生活支援 事業 (中部圏域)	実参加人数	132 人	132 人	132 人
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用件数	7 件	7 件	7 件
点訳・朗読奉仕員養成 (中部圏域)	養成件数	2 人	2 人	2 人

人日：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

◆目標数値の設定の考え方

- 障害者相談支援事業については、令和2年度の相談件数は1日平均4件であったため、障がい者の増を勘案し、3年度を1日平均4.5件、4年度5件、5年度5.5件で見込みました。
- 成年後見制度利用支援事業については、今後も報酬助成の利用の増加は見込まれるので、令和2年度の実績見込みから、毎年2件ずつの増加としました。
- 意志疎通支援事業の手話通訳者設置は、平成30年度から令和2年度の平均利用件数177件であったが、障がい者の高齢化など利用者の増を見込み、各年度192件としました。手話通訳者等派遣も同様に過去3年間の平均利用件数72件であったが、各年度91件としました。要約筆記者派遣は、過去3年間の実績がありませんでしたが、各年1人を見込みました。
- 手話奉仕員養成研修事業については、平成30年度入門課程修了16人・基礎課程4人、令和元年度入門課程9人・基礎課程14人の実績がありました。令和2年度は入門編6人、基礎編7人の見込ですが、過去3年間の実績をもとに、各年度20人を見込量としました。
- 日常生活用具給付等事業については、平成30年度から令和2年度まで増加傾向にあるため、令和2年度実績見込に各年度100件増で見込みました。
- 移動支援事業については、令和2年度の利用見込みをもとに、各年度5人の増を見込み、利用時間は令和2年度の平均利用時間を乗じたものを見込量としました。
- 地域活動支援センターについては、利用者のニーズと事業所の供給体制などを調査し、設置について検討をします。
- 訪問入浴サービス事業については、令和2年度途中で利用者が0人となりましたが、平成30年度から令和2年度までの利用者数をもとに1名と見込みました。
- 日中一時支援事業については、令和2年度の利用見込みをもとに、各年度10人の増を見込み、利用時間は令和2年度の平均利用時間を乗じたものを見込量としました。
- 社会参加促進事業の聴覚障がい者生活支援事業については、登録利用者の参加率が平成30年度が36.4%、令和元年度が36.2%、令和2年度は37.5%となっています。平成30年度から令和元年度の平均参加率をもとに参加者数を見込みました。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業については、平成30年度から令和2年度までの利用者数をもとに年7件としました。
- 点訳・朗読奉仕員養成事業については、中部圏域で調整し、年2人としました。

(1) 倉吉市障がい者地域自立支援協議会

障がいのある人の特性による生きづらさや困難さ、様々なニーズに対応していくために、地域の障がい福祉に関する関係機関が集まり、ネットワークを構築し、情報共有・情報発信に努めています。協議会では、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、地域のサービス基盤の整備や支援体制の充実について、検討を行っています。

また、困難事例への対応のあり方に対する協議や地域の社会資源の開発、権利擁護に関する取組みも実施していきます。

さらに「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の策定、変更時には意見聴取等に努めています。

(2) 中部圏域障がい者地域自立支援協議会

中部圏域障がい者自立支援協議会は、中部圏域 1市4町で共同設置、運営されています。今後も中部圏域の障がい者関係機関の連携強化と相談支援の中核的役割を果たす協議の場と位置づけ、広域的な課題に対応していきます。

用語解説

注釈	用語	ページ	解説
※1	情報アクセシビリティ	3ページ	アクセシビリティとは、年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できることをいう。
※2	ユニバーサルデザイン	13ページ	障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品、情報、環境のデザイン。
※3	基幹相談支援センター	16ページ	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的な相談支援業務、地域の相談支援関係機関とのネットワーク体制強化の取組、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止を行う。
※4	ピアカウンセリング	16ページ	「ピア」とは「対等」「仲間」という意味です。ピア・カウンセリングの目的は、障害のある人同士が対等な立場で話を聞き合い、共感し合い仲間同士で支え合うことである。
※5	ペアレントメンター	16ページ	ペアレントメンターとは、「よき相談相手、先輩保護者」。同じ発達障がいのある子どもを育てる保護者が相談相手となって、悩みを共感し、実際の子育ての経験を通して子どもへの関わり方などを助言する支援者のことである。
※6	インクルーシブ教育システム	19ページ	人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶしくみ。
※7	LD等専門員	20ページ	LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児、児童、生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動や理解啓発にあたるとともに、小中学校へ計画的に出かけ、特別支援教育の校内(園内)支援体制の機能の充実に向けて支援を行う。

※8	市民後見人	23ページ	一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。
※9	レスパイト	32ページ	障がいのある人の日常的な介護からの一時的開放と定義され「休息」「息抜き」を意味する。
※10	あんしん賃貸支援事業	39ページ	高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯、一人親世帯等が民間住宅への円滑な入居を図るため、県に登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や、さまざまな居住支援を行うことにより、高齢者、障がい者等の入居支援を行う。
※11	居住サポート事業	39ページ	民間住宅の入居を希望している障がいのある人が、入居する事が困難な場合に、入居場所を探したり、入居契約の諸手続きや保証人等が必要な時の調整等の支援を行うほか、家主の相談・助言や緊急時の対応などを行う。

資料編

1 倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画(以下「障がい者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する計画(以下「障がい福祉計画」という。)並びに児童福祉法第33条の20第1項に規定する計画(以下「障がい児福祉計画」という。)の策定に当たり、障がい者その他の関係者及び市民の意見を聞くため、倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、25名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者関係団体の代表
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業者の代表
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う事業者の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 各種関係機関又は関係団体の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 市民の代表

2 前項第7号の市民の代表は、市民から募集するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定完了の日までとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	機関・団体等	職名	氏名	備考
障害者関係団体の代表	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	会員	竺原 晶子	
	鳥取県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	林 るみ子	
	倉吉市身体障害者福祉協会	会長	福永 幸男	
	倉吉市手をつなぐ育成会	副会長	治郎丸有里	
	倉吉市精神障がい者家族会	会長	相見 槻子	委員長
	鳥取県中部ろうあ協会	会長	戸羽 伸一	
障害福祉サービス事業者の代表	ヘルパーステーション蔵まち	所長	小川 朗子	
	サンジュエリー	施設長	木天 隆治	
	コミュニティーハウス楽	施設長	石笠 勝也	
	中部療育園	係長・理学療法主任	谷川 英里	
	皆成学園	育成課長	伊藤 智子	
相談機関の代表	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	河本 和幸	
	中部聴覚障がい者センター	所長兼聴覚障がい者相談員	下垣 彰則	
	障害者就業・生活支援センターくらよし	所長兼相談員	森 玲子	
地域活動団体の代表	倉吉市社会福祉協議会	会長	坂本 操	副委員長
各種関係機関又は関係団体の代表	鳥取県中部医師会	倉吉病院副理事長・院長	田中 潔	
	倉吉公共職業安定所	所長	齋木 和紀	
	倉吉児童相談所	判定保護課長	森 英世	
	鳥取県立倉吉養護学校	副校長	綾女 京子	
	中部成年後見支援センター	所長	松村 久	

3 倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画等策定委員会開催状況

第1回 令和2年11月17日

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績について

第2回 令和3年1月13日

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の素案について

【令和3年1月29日～令和3年2月16日 パブリックコメント期間】

第3回 令和3年2月19日

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の正案について

(資料) パブリックコメント結果

1 募集期間 令和3年1月29日～令和3年2月16日

2 募集結果 9件

No	頁	意見(主旨)	反映状況
1	14	3P内容等⑦安全・安心⇒14P施策の体系図に記載がない	「倉吉市障がい者プラン」は、「倉吉市障がい者計画」(以下、者計画。)及び「倉吉市障がい福祉計画」「倉吉市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定しています。者計画は障がい者施策の基本計画として、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定しており、14P施策の体系図は国の基本計画に基づき、H26年の者計画策定時に設定したものです。者計画については次回改定時に見直しを予定しております。なお、「安全・安心」につきましては、P19④地域防災体制の充実の部分に記載しております。
2	17	17P③地域移行の促進の4項について、整備するのなら後半末文の「検討します」には違和感がある。整備し検討するのなら、「さらに」とか、「環境の整備については」とか、表現のしかたをわかりやすくしてあれば。	下記のとおり修正します。 ○障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能(相談体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど)を地域に整備し、これらの機能の集約化や地域において機能を分担して担うなどの環境の整備について検討します。 ↓ ○障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能(相談体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど)を地域に整備し、これらの機能の集約化や地域において機能を分担して担うなど、 <u>機能の充実に向けた検討を行います。</u>

3	20	<p>20P④社会的及び職業的自立の促進の1項について、「早い段階から支援していくために」と、文末にも「支援を行います」とあるので、どちらかはなくても意味はわかると思う。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>○教育の場から社会人としてスムーズに社会生活に移行できるよう、早い段階から支援していくために、関係機関と連携して、早期自立のための支援を行います。</p> <p>↓</p> <p>○教育の場から社会人としてスムーズに社会生活に移行できるよう、早い段階から関係機関と連携して、早期自立のための支援を行います。</p>
4	21	<p>21P②障がい者雇用における企業等への理解促進の2項について、「あいサポート研修」が前文と繋がって読みにくい。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>○企業に対してあいサポート研修の受講推進等、理解を深める働きかけを行います。</p> <p>↓</p> <p>○企業に対して、<u>あいサポート研修</u>の受講推進等、理解を深める働きかけを行います。</p>
5		<p>21P②障がい者雇用における企業等への理解促進の3項の後半の文章が長いので、読みにくい。「...商工会議所を通じ、企業に対して...」としてはどうか。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>○民間企業における鳥取県の障がい者雇用率は、2.28%（令和元年6月1日現在）であり、達成企業は58.6%といずれも全国平均は上回っています。未達成の企業もあるため、市と障害者就業・生活支援センター等が連携し、企業に対して、倉吉市人権啓発企業連絡会や倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、商工会議所を通じ、障がい者雇用についての理解促進を図ります。</p> <p>↓</p> <p>○民間企業における鳥取県の障がい者雇用率は、2.28%（令和元年6月1日現在）であり、達成企業は58.6%といずれも全国平均は上回っています。未達成の企業もあるため、市と障害者就業・生活支援センター等が連携し、倉吉市人権啓発企業連絡会や倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、<u>商工会議所を通じ、企業に対して、障がい者雇用についての理解促進を図ります。</u></p>

6	28	<p>28P 入所施設利用実績⇒R2年度見込みに対して目標値のバランスは大丈夫か。</p> <p>地域移行⇒H30年度4人削減で1人自宅とあるが3人は何処へ。</p> <p>R1年度5人削減、R2年度見込み1人削減、6人は何処へ。</p> <p>目標値2人以上の削減、地域移行9人以上⇒移行先1名自宅とあるが数字の整合性はとれているのか。</p>	<p>28P(1) 施設の入所者の地域生活への移行について、入所施設利用実績の表中「削減者数」は地域移行者だけでなく転出、死亡、入院等の理由も含めて退所した人数となります。</p> <p>表に但し書きを記述し、わかりやすくします。</p>
7	39	<p>39P①令和元年度施設入所者数と28Pの令和元年度入所者数、53Pサービスの見込量施設入所支援の人数と39Pの①施設入所者数のバランスは正しいか。</p>	<p>28P、39P施設入所者数(支援)について令和元年度施設入所者数を下記のとおり修正します。</p> <p>誤) 101人 正) 99人</p> <p>また、53Pと39Pの入所者数のバランスは正しいものです。</p>
8	64	<p>手話奉仕員養成事業は1市4町で助成金が出ているのか。</p>	<p>手話奉仕員養成事業は中部圏域1市4町(倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町)が委託費を支出しております。当該事業は鳥取県聴覚障がい者協会へ委託し、実施しています。</p>
9	65	<p>訪問入浴サービスは65歳以下の方が対象か。</p>	<p>サービスの対象者は身体障害者手帳の交付を受けている重度身体障がい児・者で単身では入浴が困難で訪問入浴が必要と福祉事務所長が認める65歳未満の方となっております。</p>

(資料) 関係施設及び事業所(市内)

【相談機関】

機関名	所在地	電 話	備 考
倉吉市健康福祉部福祉課	堺町2丁目253-1	22-8118 22-7020(FAX)	障がい者
倉吉市健康福祉部子ども家庭課	堺町2丁目253-1	22-8220 22-8135(FAX)	障がい児
中部総合事務所(保健所) 中部福祉保健局	東巖城町2	23-3127 23-4803(FAX)	
中部身体障害者更生相談所 中部知的障害者更生相談所	東巖城町2	23-3124 23-4803(FAX)	
倉吉児童相談所	宮川町2丁目36	23-1141 23-6367(FAX)	
『エール』発達障がい者支援センター	みどり町3564-1	22-7208 22-7209(FAX)	

【相談支援事業所】

施設名	所在地	電 話	一般	特定	
				障がい者	障がい児
中部障がい者地域生活支援センター	山根43	26-2346 26-2346(FAX)	○	○	
倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	瀬崎町2714-1	22-6239 23-7122(FAX)	○	○	
障害者支援センターくらよし	住吉町37-1	23-8455 23-8456(FAX)		○	○
障がい者サポートセンター敬仁	山根55-39	26-0480 26-0483(FAX)		○	
相談支援センター絆	金森町38-1	24-5229 24-5229(FAX)		○	○
相談支援事業所えん	堺町2丁目239-87	27-2777 27-2778(FAX)		○	○

【聴覚障がいに関する機関】

施設名	所在地	電 話	備 考
鳥取県中部聴覚障がい者センター	葵町724-15	27-2355 27-2360(FAX)	相談、手話 通訳・要約 筆記派遣

【就労機関】

施設名	所在地	電 話	備 考
倉吉公共職業安定所	駄経寺町 2 丁目 15	23-8609 22-6494(FAX)	就労の相談
産業人材育成センター倉吉校	福庭町 2 丁目 1	26-2247 26-2248(FAX)	職業訓練
障害者就業・生活支援センターくらよし	住吉町 37-1	23-8448 23-8456(FAX)	就労・生活 の相談

【教育機関】

施設名	所在地	電 話	備 考
倉吉養護学校	長坂新町 1231	28-3500 28-1144(FAX)	

【権利擁護に関する機関】

施設名	所在地	電 話	備 考
倉吉市障がい者虐待防止センター (倉吉市福祉課)	堺町 2 丁目 253-1	22-2733 22-7020(FAX)	夜間(宿直) 22-8111
県障がい者権利擁護センター (中部総合事務所福祉保健局)	東巖城町 2	23-3124 23-4803(FAX)	
中部成年後見支援センター (ミットレーベン)	駄経寺町 2 丁目 15-1	22-8900 22-8901(FAX)	成年後見制 度の相談
あんしん相談支援センター (倉吉市社会福祉協議会)	福吉町 1400	24-6265 22-5249(FAX)	成年後見・日 常生活自立支 援事業の相談

【施設入所支援】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
みのりサングリーン	31	和田東町 914-58	22-1068 22-1077(FAX)	
ヴェルヴェチア	50	大宮 451-1	28-6781 28-6775(FAX)	
サンジュエリー	30	福守町 452	29-5778 29-5738(FAX)	
敬仁会館	65	山根 55-39	26-0480 26-0483(FAX)	
希望の家	38	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738(FAX)	
若竹の家	26	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738(FAX)	
トーゲン倉吉	40	寺谷 331	22-0211 22-0212(FAX)	

【宿泊型自立訓練】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
宿泊型自立訓練事業所あずさ	42	山根 43	26-4520 26-4528(FAX)	

【生活介護】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
みのりサングリーン	31	和田東町 914-58	22-1068 22-1077(FAX)	
ヴェルヴェチア	50	大宮 451-1	28-6781 28-6775(FAX)	
サンジュエリー	30	福守町 452	29-5778 29-5738(FAX)	
敬仁会館	100	山根 55-39	26-0480 26-0483(FAX)	
希望の家	40	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738(FAX)	
若竹の家	30	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738(FAX)	
トーゲン倉吉	40	寺谷 331	22-0211 22-0212(FAX)	
ボン・チャンス	14	福庭町 1 丁目 365-2	26-7530 26-6102(FAX)	
コミュニティーハウス楽	6	上井町 1 丁目 12	24-5066 24-5066(FAX)	
共生ホームこころ	10	堺町 2 丁目 239-87	27-2777 27-2778(FAX)	
もなみ	6	堺町 2 丁目 239-38	24-5527 24-5528(FAX)	
倉吉市社会福祉協議会障害者総合支援基準該当生活介護事業所	30	関金町関金宿 1115-2	45-3800 45-2533(FAX)	基準該当

【就労継続支援 A 型】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
ふれあい	19	東巖城町 213-1 上灘ビル 1F	24-5744	
			24-5743(FAX)	

【就労継続支援 B 型】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
向山ブルースカイ	20	和田東町 914-58 の 2	22-8778 22-8776(FAX)	
ライトピア	20	清谷町 1 丁目 254-2	26-4228 27-0775(FAX)	
ボン・チャンス	26	福庭町 1 丁目 365-2	26-7530 26-6102(FAX)	
もなみ	14	堺町 2 丁目 239-38	24-5527 24-5528(FAX)	
白壁倶楽部	10	魚町 2540-1	24-5753 24-5808(FAX)	
夢倉	10	魚町 2529	47-1077	
ワークサポート敬仁会館	54	山根 55-39	26-0480 26-0483(FAX)	
つつじ作業所	20	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738(FAX)	
ワークサポートあしたば	20	山根 55	26-0577 26-3948(FAX)	
はーとぴあ創造	20	八屋 301-1	26-6730 26-6730(FAX)	
コミュニティーハウス楽	14	上井町 1 丁目 12	24-5066 24-5066(FAX)	
あずさパン工房	14	上井町 1 丁目 52-1	26-6960 26-6960(FAX)	
ワークスくらよし	20	関金宿 2710-1	45-6091 45-6092(FAX)	
すけっち	20	上井町 1 丁目 7-1 8	24-6024 24-6038(FAX)	

【就労移行支援】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
あずさパン工房	6	上井町 1 丁目 52-1	26-6960	
			26-6960(FAX)	
ワークサポート敬仁会館	6	山根 55-39	26-0480	
			26-0483(FAX)	

【共同生活援助（グループホーム）】

施設名	定員	所在地	電 話	備 考
はあとハウス敬仁	5	山根 429-3	26-5532	敬仁会館
はあとハウスすばる	5	上井 55-4	26-9601	
はあとハウスこすもす	3	上井 60-20	26-9078	
はあとハウス上井101	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井102	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井201	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井202	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井301	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井302	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井401	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井402	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井501	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス上井502	5	上井 19-1	26-7580	
はあとハウス山根1	5	山根 537-3	26-2825	
はあとハウス山根2	5	山根 537-3	26-2823	
ホーム虹	4	上余戸 556	26-0990	
ホーム雛	6	宮川町 159-63	22-1230	
ホーム太陽	5	堺町 2丁目 239-56	22-8988	
ホームやまと	7	堺町 2丁目 239-8	23-6555	
ホームかがやき	5	堺町 2丁目 239-57	23-7177	
ホームのぞみ	10	越中町 1578-3	24-5775	和
ホーム夢	6	越中町 1578-3	24-5775	
グループホームみどり	5	みどり町 3200-9	22-0155	希望の家
グループホームたきがわ	6	関金町関金宿 1448-8	45-1045	
グループホームせきがね	6	関金町関金宿 1448-8	45-2105	
第1ハピネスA棟	10	山根 415-3	26-8131	仁厚会
第1ハピネスB棟	10	山根 415-3	26-8132	
第2ハピネス	3	山根 404-4	26-7620	
第3ハピネス	3	山根 402-3	26-9294	
第5ハピネス	14	上井 32-1	26-6092	
グループホームあかね	4	関金町関金宿 199	45-2650	あかね

【短期入所】

施設名	定員	所在地	電 話 FAX	身体障 がい	知的障 がい	精神障 がい	障が い児	備考
みのりサングリーン	-	和田東町 914-58	22-1068 22-1077	○	○			
サンジュエリー短期入所	2	福守町 452	29-5778 29-5738	○				
ショートステイ敬仁会館	5	山根 55-39	26-0480 26-0483		○	○	○	
希望の家	-	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738	○	○	○		
若竹の家	2	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738	○	○	○		
トーゲン倉吉	-	寺谷 331	22-0211 22-0212	○	○	○	○	
共生ホームこころ	4	堺町 2 丁目 239-87	27-2777 27-2778	○	○	○	○	
ショートステイあずさ	-	山根 43	26-4520 26-4528			○		
ショートステイル・ソラリオン	-	山根 55-3	26-0115 26-0116	○				
ユニット型ショートステイル・ソラリオン	-	山根 55-3	26-0115 26-0116	○				
老人保健施設のじま指定短期入所事業所	-	瀬崎町 2714-1	23-7100 23-7101	○	○		○	
藤井政雄記念病院	-	山根 43-1	26-2111 26-2112	○	○	○	○	
皆成学園	-	みどり町 3564-1	22-7188 22-7189				○	
ホームボンシャンス	1	堺町二丁目 239-87	27-2777 27-2778	○	○	○	○	
鳥取県立厚生病院	-	東昭和町 150	22-8181 22-1350				○	
グループホーム希望の家	1	みどり町 3576-1	22-2978 47-6738	○	○	○	○	
ホームもなみ	-	越中町 1578-3	24-5775 24-5776	○	○	○	○	

※定員の(-)は空床型

【障害児入所施設】

施設名	定員	所在地	電 話 FAX	備 考
皆成学園	65	みどり町 3564-1	22-7188 22-7189	

【児童発達支援】

施設名	定員	所在地	電 話 FAX	備 考
倉吉東こどもの発達 サービスセンター	8	上井 781-1	48-1605 48-1606	
皆成学園 (わいわいランド)	10	みどり町 3564-1	22-7188 22-7189	
中部療育園 (ぐんぐん)	10	上井 503-1	27-0780 27-0781	医療型
こころのデイケア虹の 森	10	八屋 203-7	27-1811 27-1812	
スイッチーズ	10	広栄町 889-9 2 F	27-0083 27-0085	

【放課後等デイサービス】

施設名	定員	所在地	電 話 FAX	備 考
倉吉東こどもの発達 サービスセンター	10	上井 781-1	48-1605 48-1606	
中部療育園 (もこもこ塾)	10	上井 503-1	27-0780 27-0781	
こころのデイケア虹の 森	10	八屋 203-7	27-1811 27-1812	
After school fam 和 田	10	和田 464-1	27-0097 33-4131	
スイッチーズ	10	広栄町 889-9 2 F	27-0083 27-0085	
放課後等デイサービス みらい倉吉	10	見日町 600	24-6663 24-6556	

【保育所等訪問支援】

施設名	所在地	電 話 FAX	備 考
倉吉東こどもの発達 デイサービスセンター	上井 781-1	48-1605	
		48-1606	
スイッチーズ	広栄町 889-9 2F	27-0083	
		27-0085	

【居宅介護】

施設名	所在地	電 話 FAX	居宅 介護	重度 訪問	同行 援護	行動 援護	障が い児	備考
ホームヘルパーステ ーションせいわ	上井 300	26-5212	○	○	○		○	
		47-4766						
(医)十字会 訪問介護 ステーションのじま	瀬崎町 2714-1	23-7107	○	○	○	○	○	
		23-7122						
ホームヘルプセンタ ーマグノリア	上井町 1 丁 目 2-1	26-3922	○	○	○			
		26-3923						
ニチイケアセンター 倉吉	東巖城町 120-1	47-6347	○	○	○		○	
		47-6348						
ヘルパーステーショ ン蔵まち	東巖城町 219	24-0371	○	○	○		○	
		24-0372						
訪問介護のぞみ	下余戸 161-1	24-6995	○	○				
		24-6994						
(株) 絆	福吉町 2 丁 目 1533-6	24-5229	○	○			○	
		24-5229						
ヘルパーステーショ ンわのわ	堺町 2 丁目 239-87	27-2777	○	○		○	○	基準 該当
		27-2778						

【移動支援事業(地域生活支援事業)】

施設名	所在地	電 話 FAX	身体障 がい	知的障 がい	精神障 がい	障が い児	備考
ホームヘルパーステーションせいわ	上井 300	26-5212 47-4766	○	○		○	
(医)十字会 訪問介護ステーションのじま	瀬崎町 2714-1	23-7107 23-7122	○				
ホームヘルプセンターマグノリア	上井町 1 丁目 2-1	26-3922 26-3923	○				
ニチケアセンター倉吉	東巖城町 120-1	47-6347 47-6348	○	○	○	○	
ヘルパーステーション蔵まち	幸町 529	24-0371 24-0372	○	○	○	○	車両移送可
訪問介護のぞみ	下余戸 161-1	24-6995 24-6994	○				
ヘルパーステーションわのわ	堺町 2 丁目 239-87	27-2777 27-2778	○	○	○	○	
(株) 絆	福吉町 2 丁目 1533-6	24-5229 24-5229	○	○	○	○	
移動支援 虹	馬場町 145	22-9178	○	○	○		

【日中一時支援事業(地域生活支援事業)】

施設名	所在地	電 話 FAX	身体障 がい	知的障 がい	精神障 がい	障が い児	備考
敬仁会館	山根 55-39	26-0480		○	○	○	
		26-0483					
皆成学園	みどり町 3564-1	22-7188				○	
		22-7189					
ボン・チャンス	福庭町 1 丁 目 365-2	26-7530		○			
		26-6102					
サンジュエリー	福守町 452	29-5778	○				
		29-5738					
倉吉スターガーデン	福守町 491	28-5801	○				
		28-3173					
希望の家	みどり町 3576-1	22-2978	○	○	○		
		47-6738					
関金ラジューム デイサービスセンター	関金町関金 宿 259-1	45-1168	○	○		○	
		45-1568					
デイサービスセンター ひかり	清谷町 1 丁 目 254-1	26-4228	○	○	○	○	
		27-0775					
寿々	山根 585-1	24-5991	○	○	○	○	
		24-5992					
共生ホームこころ	堺町 2 丁目 239-87	27-2777	○	○		○	
		27-2778					
もなみ	堺町 2 丁目 239-38	24-5527	○	○	○	○	
		24-5528					
デイサービスセンター マグノリア	上井町 1 丁 目 2-1	26-3922	○	○	○		
		26-3923					
トーゲン倉吉	寺谷 331	22-0211	○	○	○		
		22-0212					
デイサービスはるかぜ	小田 717	24-6960	○	○	○		
		24-6961					
(株) 絆	福吉町 2 丁 目 1533-6	24-5229	○	○	○	○	
		24-5229					
デイサービスそらいろ	幸町 532-1	27-0820	○	○			
		27-0821					
そるて	東巖城町 442-16	38-9055				○	
		38-9055					

【訪問入浴サービス】

施設名	所在地	電 話 FAX	備 考
はるす	上井 213-4 あっぶるビル 101 号	27-4018 27-4028	・訪問入浴サービス

【障がい福祉関係団体】

施設名	所在地	電 話 FAX	備 考
倉吉市身体障害者福祉協会	福吉町 1400 倉吉市社会福祉協議会内	22-5248	
		22-5249	
倉吉市手をつなぐ育成会	福吉町 1400 倉吉市社会福祉協議会内	22-5248	
		22-5249	
倉吉市精神障がい者家族会	福吉町 1400 倉吉市社会福祉協議会内	22-5248	
		22-5249	
特定非営利法人鳥取県自閉 症協会	鳥取市瓦町 601	(0857)30-2776	
		(0857)30-2785	
倉吉市肢体不自由児・者父母 の会	堺町 2丁目 253-1 倉吉市役所福祉課内	22-8118	
		22-7020	
鳥取県中部ろうあ協会	湯梨浜町宇谷 1 2 3 1 -3 戸羽伸一		
		FAX 34-2044	

(資料) 日常生活用具一覧

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者等(寝たきりの状態にある者)	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者等(寝たきりの状態にある者)	18歳未満	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
		下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)	18歳以上		
		療育手帳A又はB	3歳以上		
	エアマット(褥瘡防止マット)	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者等(褥瘡の予防が必要な者に限る)	18歳以上	褥瘡の防止機能を有するもの。(エアマットまたは除圧マット(高密度ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの))	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級又は難病患者で自力で排尿できない者(常時介護を要する者に限る。)	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢児以上	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者	3歳以上	介護者が障がい者(児)又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	7年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級	3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	訓練用ベルト	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患儿	3歳以上18歳未満	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)及び難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級及び難病患者等で常時介護を要する者	3歳以上	障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、必要と認められる者	学齢児以上	移動するに当たって、容易に使用し得るもの。	3年
	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを又は難病等の疾患を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア障がい者(児)又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、必要と認められる者	—	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年
		療育手帳A又はBでてんかんの発作により頻繁に転倒する者			
		精神障害者保健福祉手帳所持者で頻繁に転倒する者			
特殊便器	上肢障がい1級又は2級	学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	療育手帳A又はBで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上			

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	火災警報器	障がい等級1級又は2級(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
		療育手帳A又はB(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
		精神障害者保健福祉手帳1級 又は2級(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
自動消火器	障がい等級1級又は2級(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい等級1級又は2級(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
		療育手帳A又はB(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
		精神障害者保健福祉手帳1級 又は2級(火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—		
電磁調理器	視覚障がい1級又は2級(盲人 のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	療育手帳A又はB 精神障害者保健福祉手帳1級 又は2級	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	療育手帳A又はB				
	精神障害者保健福祉手帳1級 又は2級				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1級又は2級		学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい1級又は2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	学齢児以上	音、声音等を触覚、視覚等により知覚できるもの。	10年
		聴覚障がい児・者であって、音の感知ができてにくい者		時間を振動により伝える時計。	5年
	透析液加温器	腎臓機能障がい1級から3級で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障がい1級から3級又は同程度の身体障がい又は難病等の疾患であって、医師の意見書等により必要と認められる者	学齢児以上	障がい者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい1級から3級又は同程度の身体障がい又は難病等の疾患であって、医師の意見書等により必要と認められる者	—	障がい者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用体重計	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用血圧計(音声式)	視覚障がい1級又は2級	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって、発声、発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	5年	
情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい1級又は2級	16歳以上	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト	5年	

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	点字ディスプレイ	視覚障がい1級又は2級の身体障がい者であって、必要と認められる者	16歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
	点字器	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	7年 (携帯型は5年)
	点字タイプライター	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障がい者ポータブルレコーダー	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	録音再生機、再生専用機、テープレコーダーで視覚障がい者が容易に使用できるもの。	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(ものしりトーク、アイタッチトークを含む。)	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
	盲人用時計	視覚障がい1級又は2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上、ただし②については16歳以上	①一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。 ②テレビ電話機能を有する携帯電話。	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	人工喉頭	音声障がい者であって、本装置により声の発生が可能になる者	—	①呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式） または ②顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）	笛式 4年 電動式 5年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	点字により作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル又は24巻を限度とする。（但し、辞書等一括購入しなければならないものを除く。）	—
	ストーマ用装具（紙おむつ等）	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、高度の排尿機能障がい者	— 紙おむつについては3歳以上	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする（蓄便袋） ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする（蓄尿袋） ③その他ストーマ造設者が必要とする付属品	—
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	—	男性用は採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	1年
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹または移動機能障がい3級以上又は難病患者等で、必要であると認められた者	学齢児以上	障がい者又は難病患者等が現に居住する住宅について、身体の状態、住宅の状態等を勘案して必要と認める場合、次に掲げる用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 （1）手すりの取付け （2）段差の解消 （3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 （4）引き戸への扉の取替え	1回
	視覚障がい者用音声通信装置	視覚障がい1級又は2級	16歳以上	文章・文字を音声に変換する機能を有する携帯電話	5年

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障がい1級又は2級	—	テレビの地上デジタル放送の音声を受信できるラジオで、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	—	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
	人工内耳用スピーチプロセッサ	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者（医療制度が適用にならない場合のみ）	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	人工内耳用電池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—
	人工内耳用充電器	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。—+	10年
	人工内耳用充電電池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1年
	人工内耳用イヤーマールド	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—
	人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装着している者	3歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1年
	補聴器・人工内耳用乾燥機	①聴覚障がい児・者であって、現に補聴器・人工内耳を装着している者 ②難聴児への補聴器購入助成事業により助成をうけ、現に補聴器を装用している者	①3歳以上 ②学齢児以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	3年

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
	補聴器用電池	①聴覚障がい者であって、現に補聴器を装用している者 ②難聴児への補聴器購入助成事業により助成をうけ、現に補聴器を装用している者	①3歳以上、18歳を迎える年度まで ②学齢児以上、18歳を迎える年度まで	補聴器に使用する電池※ただし、指定業者から購入するものに限る	—
	補聴器カバー（防水用）	聴覚障がい者であって、現に補聴器を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児が容易に使用し得るもの。	6ヶ月
	人工内耳用カバー（防水用）	聴覚障がい児であって、現に人工内耳を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児が容易に使用し得るもの。	—

注意1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯も含む。

倉吉市障がい者プラン
(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)
令和3年3月

発行/倉吉市健康福祉部福祉課
〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1
電話 (0858) 22-8118
ファクシミリ (0858) 22-7020